

第1章 初動期の応急活動

本章は、原子力事業者から警戒事態に該当する事象の発生の通報及び施設敷地緊急事態に該当する事象の発生の通報があった場合の対応並びに同法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の初動期の応急活動を中心に示したものであるが、施設敷地緊急事態の発生には至らない場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

所	管	総務対策部，鯖江・丹生消防組合，関係機関
---	---	----------------------

第1節 通報連絡計画

原子力災害において、関係機関が応急対策活動を実施するために、迅速かつ的確な通報連絡が重要であることから、原子力災害の事象に応じた各機関の通報連絡体制及びその内容について定める。

第1 情報収集事態発生時の通報連絡

1 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生について、関係省庁、県及び町に対し連絡を行う。

2 点検状況等の報告及び連絡

（1）原子力事業者の措置

原子力事業者は、情報収集事態を認知した場合には、直ちに原子力事業所の施設及び設備を点検するとともに、その点検結果について異常の有無にかかわらず、県及び町に連絡する。

（2）国の措置

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、情報収集事態後の状況について関係省庁、県、町に対し連絡を行う。

（3）県及び町の措置

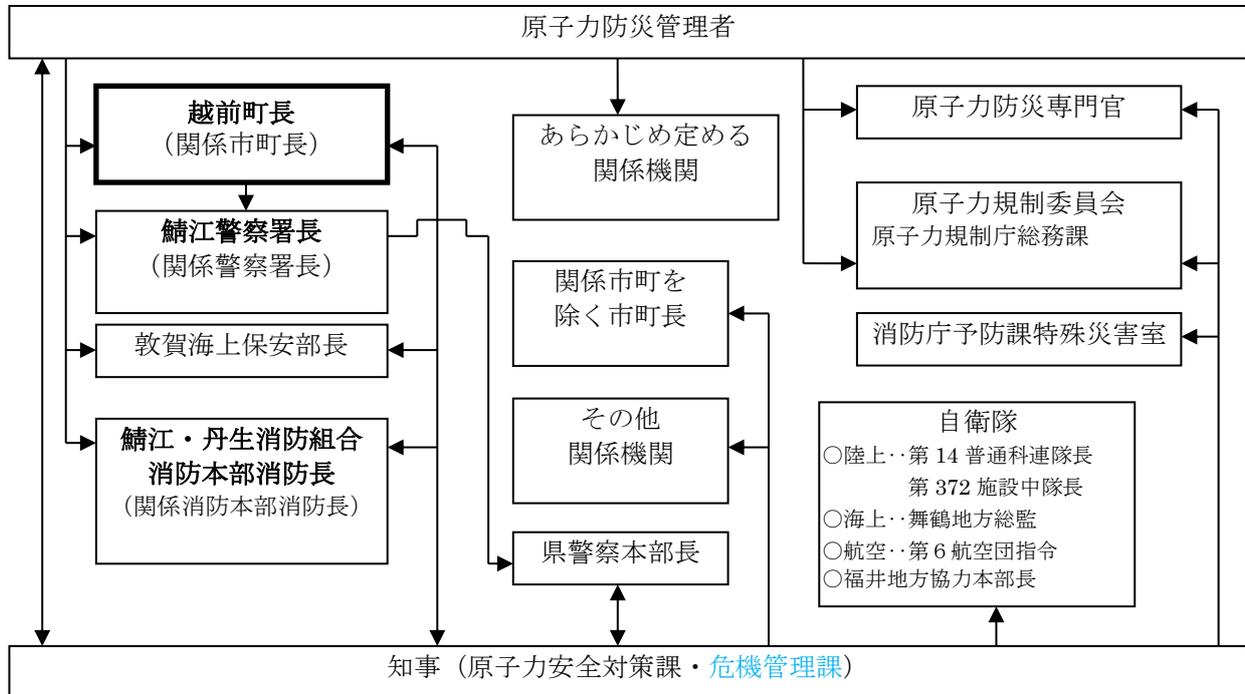
県及び町は、上記（1）又は（2）の連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、その旨を町民等に対し、報道機関の協力を得るなどして迅速に広報するものとする。

第2 警戒事態（第1段階）発生時の通報連絡

1 緊急時における通報連絡系統

緊急時における通報連絡系統は、次のとおりである。

[緊急時の通報連絡系統図]



2 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、警戒事態（第1段階）に該当する事象の発生を確認したときは、上記1の「緊急時における通報連絡系統」に基づき、直ちに次に掲げる事項を通報する。また、その他のあらかじめ定める関係機関へ連絡を行う。

- 事故発生の時刻
- 事故発生の場所
- 事故の原因
- 事故の程度、放射性物質又は放射線の放出状況及びその可能性
- 気象状況（風向・風速）
- その他必要と認める事項

3 国が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、警戒事態の発生を確認するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部から関係省庁、県及び町に対し連絡を行う。

4 県が行う通報連絡

県は、原子力事業者が行う通報連絡を受けた場合、直ちに上記1の「緊急時における通報連絡系統」に基づき、関係機関に連絡するとともに、その他の関係機関にも連絡する。また、国が行う通報連絡を受けた場合、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部及び自衛隊に連絡するとともに、その他の関係機関にも連絡する。

なお、県が行う連絡は、県防災行政無線、衛星回線等、非常時でも使用可能な通信手段により行う。

5 町及び鯖江・丹生消防組合消防本部が行う通報連絡

町及び鯖江・丹生消防組合消防本部は、原子力事業者が行う通報連絡を受けた場合、その旨を直ちに県に連絡する。

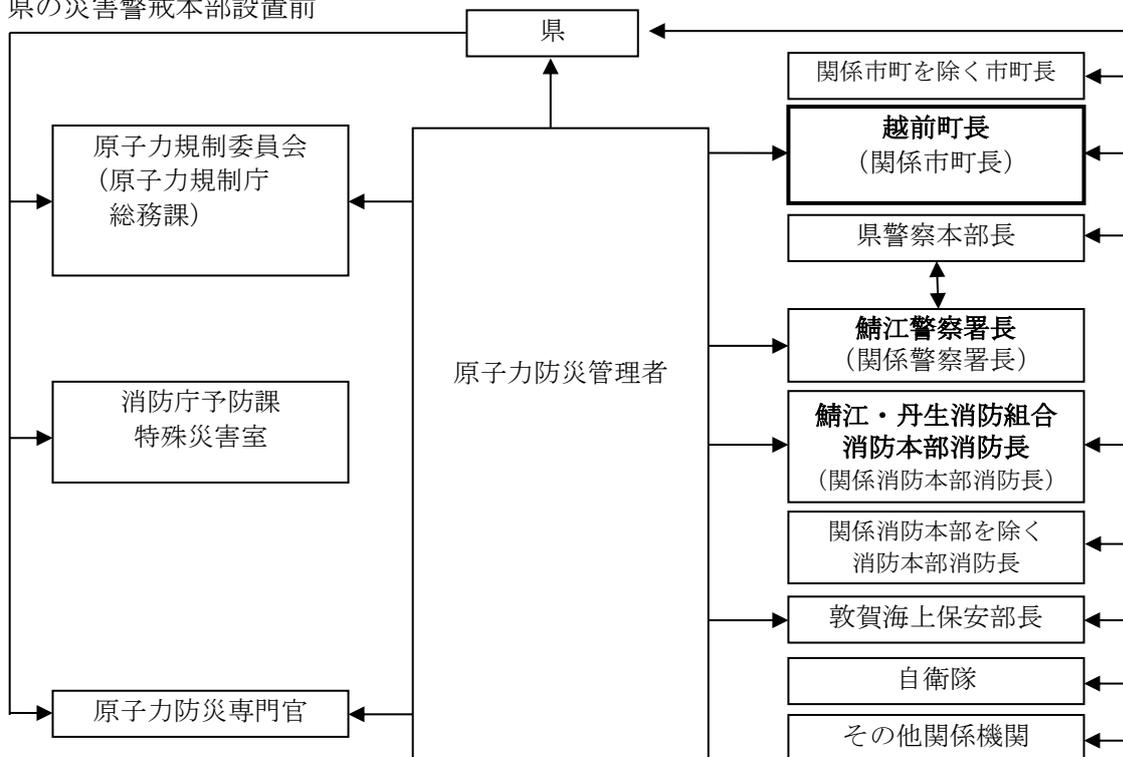
第3 災害状況の報告及び連絡

1 災害状況の報告及び連絡系統

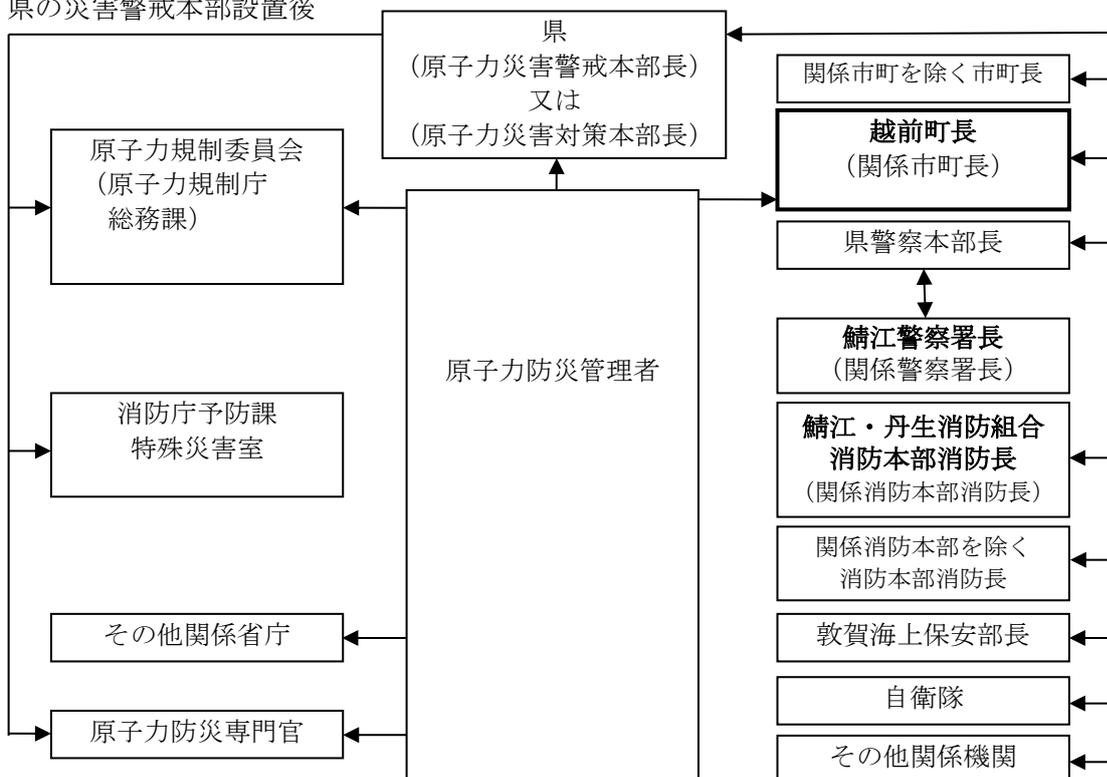
災害状況の報告及び連絡系統は次のとおりである。

[災害状況の報告及び連絡系統図]

(1) 県の災害警戒本部設置前



(2) 県の災害警戒本部設置後



2 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、上記第2の2による通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要な事項を記入し、上記1の「災害状況の報告及び連絡系統」に基づき、関係機関にファクシミリで随時報告する。また、あらかじめ定める関係機関へ情報提供を行う。

3 県が行う連絡

県は、次の事項について、上記1の「災害状況の報告及び連絡系統」に基づき、関係機関に連絡する。

- 原子力事業者が行う災害状況の報告内容
- 緊急時モニタリング計画に基づき実施した環境放射線モニタリングの結果
- 県が自ら実施する応急対策の活動状況、県防災ヘリコプター、衛星車載局等により収集した情報、国及び原子力防災専門官から得た情報並びに本町を含む関係機関の災害状況等を取りまとめた情報

4 町等が行う連絡

(1) 連絡事項

町等は、次に掲げる災害情報等を遅滞なく県に連絡するとともに、相互に連絡をとる。この場合において、災害情報の連絡は、町民の生命、身体及び財産に関する事項を優先する。

- 災害発生に関する情報
- 災害の状況
- 町民の状況
- 応急対策の活動状況
- 広報車等で収集した情報
- 県に対する要請事項
- その他応急対策の実施に際し必要な事項

(2) 災害情報等の報告等

町は、上記(1)の災害情報等について、災害対策基本法第53条第1項の規定に基づき、速やかに県に対して報告する。その他、指定公共機関については同法同条第3項、指定行政機関については同法同条第4項の規定に基づき、内閣総理大臣に報告し、県においては、報告を受けた災害情報等について取りまとめた上で、同法同条第2項の規定に基づき、速やかに消防庁に対して報告する。

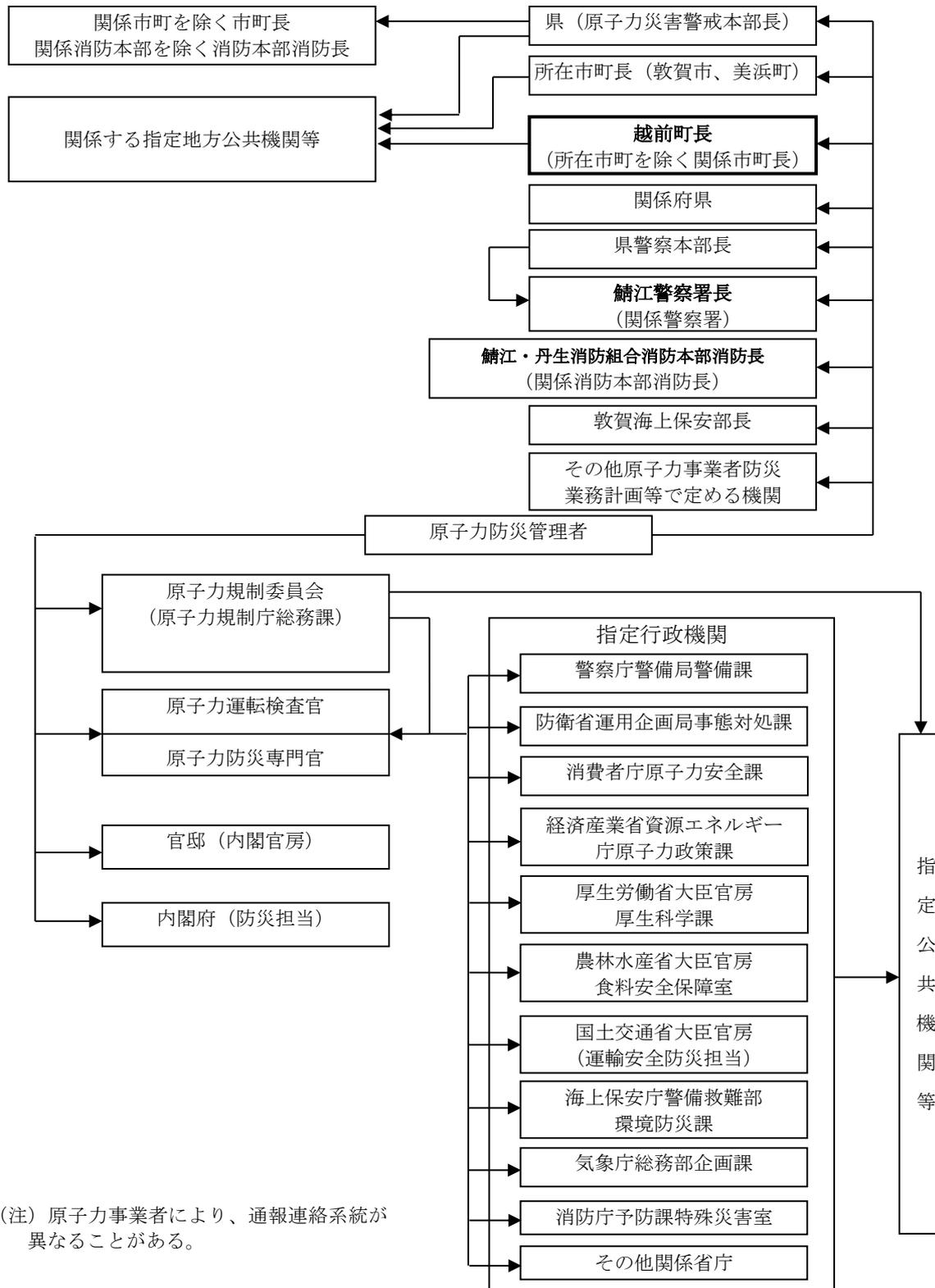
なお、町が実施する報告の種類、報告の方法等については、第3編第2章第1節「災害情報の収集伝達計画」によるものとし、本節第4「施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡」においても同様とする。

第4 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報連絡

1 施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡系統は、次のとおりである。

[施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統]



(注) 原子力事業者により、通報連絡系統が異なることがある。

2 原子力事業者が行う通報連絡

原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態（第2段階）に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、上記1「施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統」に基づき、関係機関に対し、直ちにファクシミリで同時に通報し、さらにその着信を確認する。また、その他のあらかじめ定める関係機関へ連絡を行う。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）及び所在市町（敦賀市又は美浜町）に限ることとなっている。

3 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、発生を確認したこと及び事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県をはじめ、官邸（内閣官房）、内閣府、関係市町、関係府県、県警察本部及び公衆に連絡する。また、PAZ関係市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、UPZ関係市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、UPZ外の区域を管轄する市町に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。

4 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

5 原子力防災専門官が行う通報連絡

原子力防災管理者から通報を受けた原子力防災専門官は、その旨を直ちに県に連絡・確認するとともに、原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県をはじめ国、所在市町（敦賀市又は美浜町）及び関係府県に連絡する。

第5 施設敷地緊急事態（第2段階）発生時の通報後の災害状況の報告及び連絡

1 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、上記第4の2の通報を行った後の経過状況、応急対策の実施状況等について、遅滞なく所定の様式に必要事項を記入し、上記第4の1の「施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統」に基づき、関係機関に対してファクシミリで随時報告するものとし、あらかじめ定める関係機関へも連絡を行う。また、原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生通報後、国が設置する関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議にも同様の連絡を行う。

なお、報告を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）及び所在市町（敦賀市又は美浜町）に限ることとなっている。

2 県が行う連絡等

県は、国（原子力規制委員会）及び原子力防災専門官から情報を得るとともに、原子力防災管理者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を上記第4の1の「施設敷地緊急事態発生時の通報連絡系統」に基づき、関係機関に対して随時連絡する。

3 町が行う連絡等

(1) 町は、原子力規制委員会（原子力防災専門官を含む。）から情報を得るとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。

なお、現地事故対策連絡会議が機能する前の原子力規制委員会との連絡は、主として原子力防災専門官を通じて行うものとし、現地事故対策連絡会議が機能した後は、原則として同会議を通じて関係機関相互の連絡をとることとする。

(2) 町は、県をはじめ鯖江・丹生消防本部、鯖江警察署等関係機関と通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等について、随時連絡するなど、連絡を密にする。

第6 全面緊急事態（第3段階）発生時の通報連絡及び原子力緊急事態宣言発出後の緊急事態応急対策状況の連絡・調整等

1 原子力事業者が行う報告

原子力防災管理者は、全面緊急事態（第3段階）に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに県、国（官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府）、原子力防災専門官、関係市町、関係府県、県警察本部、関係消防本部、敦賀海上保安部及び各関係機関にファクシミリで同時に通報し、さらにその着信を確認する。また、その他のあらかじめ定める関係機関へ連絡を行う。

なお、通報を受けた事象に対する原子力防災管理者への問い合わせについては、原則として県、国（原子力規制委員会）及び所在市町（敦賀市又は美浜町）に限ることとなっている。

2 国（原子力規制委員会）が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）は、全面緊急事態（第3段階）又は原子力緊急事態が発生したと判断したときは、直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。

3 県が行う通報連絡

国（原子力規制委員会）、原子力防災専門官及び原子力防災管理者から通報・連絡を受けた県は、通報・連絡を受けた事項について、直ちに県内全市町、県内全消防本部（局）、県警察本部、敦賀海上保安部、自衛隊及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

4 原子力防災専門官等現地に配置された国の職員が行う連絡・調整

原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、県及び町をはじめ、原子力防災管理者その他関係機関の間の連絡・調整を行う。

5 町が行う対応

(1) 町は、国の現地対策本部、指定公共機関、緊急事態応急対策実施区域に係る県、指定地方公共機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センターにおいて、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

(2) 町は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、町が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

第7 通信手段の確保等

国（原子力規制委員会）は、関係機関等に対して、必要に応じて衛星電話、インターネットメール、J-ALERT等多様な通信手段を用いて、原子力災害対策本部の指示等を確実に伝達することとしており、県は、伝達された内容を町に連絡する。

1 通信手段の確保

(1) 町は、原子力事業者等から警戒事態等の通報・連絡があったとき、直ちに情報連絡のための通信手段を確保する。また、必要に応じ、電気通信事業者に対して町の重要通信の確保を要請する。

(2) 県の原子力災害警戒本部が設置された場合、町は、原子力防災専門官、他の関係市町、原子力事業者等と協力して原子力防災センターにおける応急対策に必要な通信手段の確保を行う。

2 一般回線が使用できない場合の対処

町は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線、県防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

第2節 緊急時活動計画

原子力災害に際し、応急対策活動を実施するために迅速かつ的確に対応することが重要であることから、原子力災害の事象に応じた組織の配備・運営等について体制を確立する。

第1 配備基準

町は、町域において原子力災害に関する連絡を受けたとき、次の配備区分による動員配備体制をとる。

[配備基準 (原子力災害)]

災害レベル	緊急事態区分	配 備 基 準	配備体制	動 員 体 制
レベル2	情報収集事態	・原子力発電所所在市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合（所在市町で震度6弱以上の地震が発生した場合を除く。）※1	警戒配備	・防災安全課全員 ・あらかじめ指定された職員
レベル3	警 戒 事 態 (第1段階)	・国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生した場合 ・国（原子力規制庁）が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合 ・県が原子力災害警戒本部を設置した場合 ・その他町長が災害対策連絡室の設置の必要があると認めた場合	災害対策連絡室	・副町長 ・教育長 ・各理事等 ・防災安全課全員 ・関係課のあらかじめ指定された職員
レベル4		・所在市町で震度6弱以上の地震を観測した場合※2 ・福井県沿岸に大津波警報が発表された場合		
レベル5	施 設 敷 地 緊 急 事 態 (第2段階)	・施設敷地緊急事態が発生したとき ・県が原子力災害対策本部を設置したとき ・その他町長が災害対策本部の設置の必要があると認めた場合	災害対策本部	・全職員
レベル6	全面緊急事態 (第3段階)	・全面緊急事態が発生した場合		

※1 所在市町で震度5強の地震を観測した場合、震災対策による災害対策連絡室を設置

※2 所在市町で震度6弱以上の地震を観測した場合、震災対策による災害対策本部を設置

第2 警戒配備体制

1 配備及び解除基準

防災安全課長は次の基準に該当する状況が生じた場合、警戒配備体制をとるものとし、その配備及び解除基準は次のとおりとする。

(1) 配備基準

- 情報収集事態の発生を認知した場合（原子力発電所立地市町で震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合）

(2) 解除基準

- 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了した場合
- 災害の発生するおそれなくなった場合
- 災害対策連絡室又は災害対策本部の設置が決定された場合

2 職員の指定

防災安全課長は、総務理事及びその他災害に関係ある課の長と協議の上、防災安全課全員のほか、警戒配備体制において参集する所属職員をあらかじめ指定する。

3 業務内容

参集した職員は、被害情報、災害応急対策に関する情報等の収集連絡を行う。

第3 災害対策連絡室

1 設置及び廃止基準

町長は次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策連絡室を設置又は廃止する。

なお、地震、津波を原因事象とする災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力防災センター派遣班」を設置し、これをもって災害対策連絡室の設置に代える。

(1) 設置基準

- 原子力防災管理者等から警戒事態発生の通報を受けた場合
- 国（原子力規制庁）が原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部の設置が必要と判断した場合
- 県が原子力災害警戒本部を設置した場合
- その他、町長が災害対策連絡室の設置を必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- 原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策及び災害復旧対策が完了した場合
- 災害対策連絡室の必要なくなった場合
- 町災害対策本部が設置された場合

2 設置場所

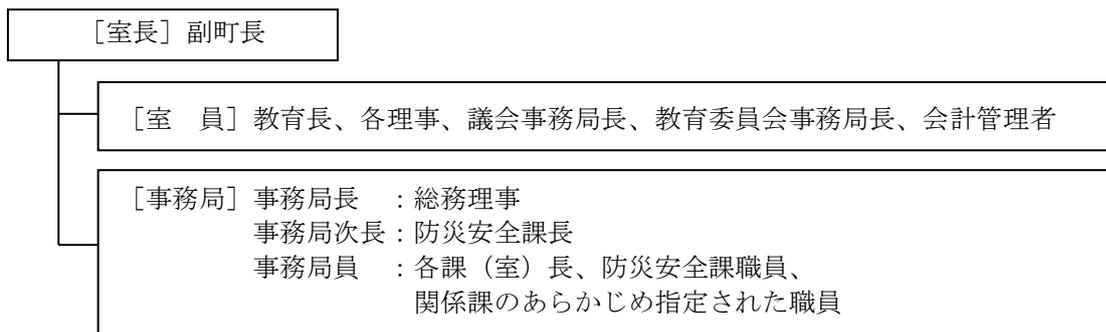
災害対策連絡室は、原則として越前町役場内に設置する。

3 組織体制及び所掌事務

(1) 組織体制

災害対策連絡室の組織の概要は次に示すとおりである。

[災害対策連絡室の組織の概要]



- ① 災害対策連絡室長
災害対策連絡室の室長は、副町長をもって充て、災害対策連絡室の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 災害対策連絡室員
災害対策連絡室員は、教育長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長及び会計管理者をもって充てる。
- ③ 事務局
災害対策連絡室に総務理事を長とする事務局を置き、各課（室）長、防災安全課職員及び関係課のあらかじめ指定された職員をもって構成する。なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

(2) 所掌事務

災害対策連絡室の主な所掌事務は以下に示すとおりである。また、この計画に定めるもののほか、災害対策連絡室に関し必要な事項は、災害対策本部に準じるものとする。

- 災害原因情報、被害情報及び災害対策情報の収集・分析に関すること。
- 関係機関との連絡調整に関すること。
- 職員の配備体制に関すること。
- 災害対策本部設置の検討に関すること。

4 職員の指定

総務理事、防災安全課長及びその他災害に関係ある課の長は、災害対策連絡室に参集する所属職員をあらかじめ指定する。

5 災害対策連絡室会議

室長は、情報の収集連絡等に関する重要事項の協議等を行うため、必要に応じ、室長、災害対策連絡室員及び事務局で構成する災害対策連絡室会議を招集する。

災害対策連絡室会議における協議・報告事項は、次のとおりとする。

なお、災害対策連絡室会議を開催するときは、テレビ会議システム等を活用し、県等関係機関と情報の共有を図る。

- 県その他関係機関の初期活動実施状況
- 町の初期活動の実施に関する基本的及び重要事項
- 関係課相互の調整に関する事項
- 関係機関との連絡網確保及び連携強化に関する事項
- 国、県及び関係機関に対する活動準備要請に関する事項
- 原子力事業所の事故情報等の広報に関する事項
- その他重要な初期活動に関する事項。

6 原子力防災センターの設営準備等

町は、必要に応じ、県、原子力防災専門官等と連携して、現地原子力防災センター設営に係る準備を行う。また、関係機関に対して必要な資機材等の提供を要請する。

第4 災害対策本部

1 災害対策本部の設置及び廃止基準

町長は次の基準に該当する状況が生じた場合、災害対策本部を設置又は廃止する。また、地震、津波を原因事象とする災害対策本部が設置された場合においては、同本部の一部門として「原子力防災センター派遣班」を設置する。

(1) 設置基準

- 原子力防災管理者等から施設敷地緊急事態発生の通報を受けたとき。
- 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき。
- 県が原子力災害対策本部を設置したとき。
- その他、町長が災害対策本部の設置を決定したとき。

(2) 廃止基準

○ 原子力事業所の事故が終結し、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態の解除を行う旨の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）がなされ、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策が完了したとき、又は災害対策本部の必要がなくなったとき。

なお、内閣総理大臣が行う原子力緊急事態宣言の発出、公示及び解除の基準は、次のとおりである。

○ 原子力緊急事態宣言の発出及び公示
内閣総理大臣は、原災法第15条第1項の規定に基づく事態が発生したときは、直ちに原子力緊急事態が発生した旨を発出するとともに、次に掲げる事項の公示を行う。

- ① 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- ② 原子力緊急事態の概要
- ③ 上記①の区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体に対し周知させるべき事項

○ 原子力緊急事態宣言の解除
内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発出した後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに原子力緊急事態解除宣言を行う。

2 設置場所

災害対策本部は、原則として越前町役場内に設置する。ただし、庁舎内に設置することが不可能な場合、宮崎、越前及び織田コミュニティセンターから選定して設置する。

3 関係機関への通知

災害対策本部を設置若しくは廃止した場合、町長は、次の機関にその旨を通知又は報告する。

なお、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出する前に町長が必要と認め、災害対策本部を設置する場合には、国（原子力規制委員会及び消防庁予防課特殊災害室）に対しても連絡する。

○ 原子力防災専門官
○ 県
○ 町防災会議構成団体
○ 隣接市町

4 設置の公表

災害対策本部を設置した場合、町は、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等を通じて公表するとともに、災害対策本部の標識を正面玄関に掲示する。

5 組織体制及び事務分掌

(1) 組織編成、運営

災害対策本部の組織は、次に示すとおりである。

[越前町災害対策本部組織体制]

越前町災害対策本部会議	本部長	町長	総務対策部	総合対策班	防災安全課		
	副本部長 (報道主管者)	副町長		総務課			
	参与	教育長		DX推進室			
	本部員	鯖江・丹生消防本部消防長		監理課			
				総務理事	地域対策班 ※	宮崎住民サービス室	
				民生理事	越前住民サービス室		
				産業理事	織田住民サービス室		
				建設理事	企画広報班	財政課	
				議会事務局長	企画振興課		
				教育委員会事務局長	ふるさと納税室		
会計管理者	議会事務局						
越前町災害対策本部	本部付	越前消防団長 消防班 越前消防団	民生対策部	救助衛生班	税務課		
					会計課		
					子ども未来課		
	事務局	事務局長		総務理事	住民環境課		
		事務局次長		防災安全課長	障がい生活課		
		事務局員		総合対策班による	介護福祉課		
		本部連絡員		各部長の指名する者	健康保険課		
	現地災害対策本部 (必要に応じて設置)				産業対策部	産業対策班	地域包括支援センター
							子育て世代包括支援センター
							織田病院
			建設対策部	建設班	農林水産課		
					商工観光課		
				水道班	都市整備課		
					定住促進課		
			教育対策部	教育班	上下水道課		
					学校教育課		
					国際交流室		
					生涯学習課		
					スポーツ振興課		

※地域対策班は宮崎、越前、織田の各コミュニティセンターに置く。

- ① 本部長
災害対策本部の本部長は町長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。
- ② 副本部長
災害対策本部副本部長は副町長をもって充て、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ③ 参与
災害対策本部参与は教育長をもって充て、災害対策本部長及び災害対策副本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- ④ 本部員
災害対策本部員には、鯖江・丹生消防本部消防長、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者をもって充てる。
- ⑤ 本部付
災害対策本部付には越前消防団長をもって充てる。
- ⑥ 報道主管者
災害対策本部には、災害対策本部の広報を統括するため、報道主管者を置き、副本部長をもって充

てる。

⑦ 事務局

災害対策本部に、総務理事を長とする事務局を置き、総合対策班がその運営を担当する。

また、事務局は、各種情報の管理、各班の活動状況の把握、防災活動全般の調整、本部会議の運営等の庶務を行う。なお、事務局次長には、防災安全課長をもって充てる。

⑧ 本部連絡員

災害発生時に災害応急対策を円滑に実施するため、各部において本部連絡員を2名指定するとともに、うち1名については事務局において所属部との連絡に当たる。

⑨ 原子力防災センター派遣班

原子力緊急事態宣言発出後、原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会の下に設置される作業グループと共同して活動し、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、避難・退避状況等の把握等の活動に当たる。

⑩ 各部・各班

災害対策本部に次の部を置き、部の長は次表に掲げる者をもって充てる。また、各部に上記「越前町災害対策本部組織体制」に掲げる班を設置する。

災害対策本部設置時の部名	役職名
総務対策部	総務理事
民生対策部	民生理事
産業対策部	産業理事
建設対策部	建設理事
教育対策部	教育委員会事務局長

(2) 事務分掌

災害対策本部各部各班の事務分掌は次に示すとおりである。

[越前町災害対策本部 事務分掌]

[本部長] 町長
[副本部長] 副町長
[参 与] 教育長

[本部員] 鯖江・丹生消防組合消防本部消防長、
総務理事、民生理事、産業理事、建設理事、
議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者
[本部付] 越前消防団長

(※◎は、原則として課長の職にある者を班長とする。)

総合対策班	◎防災安全課 総務課 DX推進室 監理課	1.災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2.本部事務局の運営及び本部会議の庶務に関する事。 3.職員の動員配備及び連絡調整に関する事。 4.気象予警報、地震情報等の収集・伝達に関する事。 5.防災行政無線等の通信設備の確保に関する事。 6.関係機関との連絡調整に関する事。 7.被害情報の総括並びに報告に関する事。 8.退避及び避難のための立退きの指示の発令に関する事。 9.国及び県から指示された警戒区域の設定に関する事。 10.避難所の開設及び収容、閉鎖の決定に関する事。 11.国及び県への報告(要請)及び調整に関する事。 12.自衛隊その他の派遣要請及び受入れに関する事。 13.交通情報の収集及び道路交通規制に関する事。 14.緊急通行車両に関する事。 15.本部車輛の確保、配車、管理に関する事。 16.町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。 17.災害救助法の適用に関する事。 18.水防資機材の調達、点検及び水防活動に関する事。 19.放射性物質による災害の連絡調整に関する事。
-------	-------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>20.災害対策用物資の備蓄に関すること。</p> <p>21.原子力防災センターとの連絡調整に関すること。</p>
企画広報班	◎財政課 企画振興課 ふるさと納税室 議会事務局	<p>1.町民に対する広報に関すること。</p> <p>2.報道機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3.災害記録及び災害広報資料の収集整理並びに提供に関すること。</p> <p>4.町議会議員との連絡調整に関すること。</p> <p>5.調査団、視察団等の受入れに関すること。</p> <p>6.国、福井県等に対する資料の取りまとめに関すること。</p> <p>7.災害関係費の予算措置に関すること。</p>
救助衛生班	◎障がい生活課 住民環境課 子ども未来課 介護福祉課	<p>1.所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2.要配慮者の対策に関すること。</p> <p>3.児童の避難及び安全確保に関すること。</p> <p>4.保育所閉鎖等の措置に関すること。</p> <p>5.行方不明者の捜索要請に関すること。</p> <p>6.死体の収容及び埋葬又は火葬に関すること。</p> <p>7.避難所の開設、閉鎖の協力に関すること。</p> <p>8.食料品の調達、輸送に関すること。</p> <p>9.生活必需品の調達、輸送に関すること。</p> <p>10.日本赤十字社・関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>11.生活必需品の配分に関すること。</p> <p>12.ボランティアの受入れ及び活動支援に関すること。</p> <p>13.被災者台帳の作成に関すること。</p> <p>14.被災者生活再建支援法に関すること。</p> <p>15.被害世帯に対する生活保護及び生活福祉資金の貸与に関すること。</p> <p>16.災害廃棄物の処理計画に関すること。</p>
産業対策班	◎農林水産課 商工観光課	<p>1.観光客及び帰宅困難者の避難、誘導に関すること。</p> <p>2.農地、農業用施設、治山及び林道の被害調査並びに応急対策に関すること。</p> <p>3.家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>4.漁船、漁具の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>5.漁港施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>6.観光商工施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>7.福井県等、関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>8.緊急物資輸送船舶の借上と応急輸送に関すること。</p> <p>9.海難活動の応急対策に関すること。</p> <p>10.油類、流木等流出に係る応急対策に関すること。</p> <p>11.被災農作物の応急技術対策に関すること。</p> <p>12.家畜の感染症予防及び防疫に関すること。</p> <p>13.家畜の飼料等調達供給に関すること。</p> <p>14.風評被害への対応に関すること。</p> <p>15.農林水産物の採取及び出荷制限に関すること。</p>
建設班	◎都市整備課 定住促進課	<p>1.道路、橋梁等の公共土木施設の被害調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2.県等、関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>3.危険地区等における防災パトロール及び応急対策に関すること。</p> <p>4.土木建設関係車両及び土木建築資機材等の調達に関すること。</p> <p>5.公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関すること。</p>

		ること。 6.障害物の除去及びがれき処理に関すること。 7.被災建築物の応急対策に関すること。 8.応急危険度判定等の受入れ及び協力に関すること。 9.応急仮設住宅の建設その他被災者の住宅対策に関すること。
原子力防災センター派遣班	(総合対策班による)	1.合同対策協議会の協力に関すること。 2.屋内退避、避難のための立退きの指示の検討及び緊急事態宣言解除に関する情報の集約に関すること。 3.合同対策協議会における決定事項の関係機関への伝達に関すること。 4.放射線状況の整理と報告に関すること。 5.被ばく線量の予測に関すること。 6.緊急時環境モニタリングのデータの収集に関すること。

6 職員の指定

災害対策本部を構成する全ての職員をもって、緊急事態応急対策に当たる。ただし、地震、津波を原因事象とする災害対策本部が設置された場合などにおいて、緊急事態応急対策活動を円滑に実施するため、「原子力防災センター派遣班」のほか、各部において緊急時に動員する次の職員を指定しておくものとする。

- (1) 各部連絡責任者
- (2) 各部連絡員
- (3) 指定職員

7 本部会議

災害対策本部は、必要に応じ、本部長、副本部長、参与及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の重要かつ緊急な防災措置に関する協議・決定を行う。ただし、極めて緊急を要し、かつ本部会議を開催するいとまがないとき、本部長、副本部長、参与及び一部の本部員との協議をもってこれに代える。また、本部長は、防災措置に関する連携を図るため、必要と認める場合には、県及び関係機関に対して災害対策本部会議への出席を求める。

なお、本部会議を開催するときは、テレビ会議システム等を活用し、県、原子力防災センター等関係機関と情報の共有を図る。

- 災害予防及び災害応急対策の基本方針に関すること。
- 職員の動員配備体制に関すること。
- 各班の調整事項の指示に関すること。
- 避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 他市町への応援要請に関すること。
- 災害救助法の適用申請に関すること。
- その他災害対策に関する重要事項の決定に関すること。

8 原子力防災センターの設営等

(1) 原子力防災センターの設営

町は、国の協力要請に基づき、県及び原子力防災専門官と連携して、直ちに原子力防災センターの設営を行う。

(2) 県原子力災害現地対策本部への連絡員の派遣

町は現地における災害対策実施上の連絡・調整を図るため、県が原子力防災センターに設置する原子力災害現地対策本部に連絡員を派遣する。

(3) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センターにて開催し、これに職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を原子力防災センターに派遣する。

9 文書及び記録

(1) 災害対策本部が設置されたとき、直ちに災害対策本部件名簿を作成する

(2) 各対策班が災害対策本部長名で発議する場合は、必ず総合対策班に合議する。

(3) 発信文書には、災害対策本部長名とともに必ず班名を併記する。

(4) 災害対策本部長印は、総合対策班（防災安全課）にて保管する。

(5) 災害対策本部長、同本部の各部長、各班長等が発する指示、連絡等の伝達及び国、県及び関係機関からの報告要請等の受信については、その内容が軽易な場合を除き全て記録し、災害情報の発信、受信の确实を期する。

第5 原子力緊急事態宣言発出後の対応

国は、原子力緊急事態宣言発出後、緊急事態応急対策実施区域内で各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行うため、原子力災害対策本部を設置し、緊急事態応急対策を講じる。

町においては、上記第3に定める町の災害対策本部を継続し、緊急事態応急対策に当たるほか、国が原子力災害現地対策本部を設置した場合、原子力災害合同対策協議会への出席、原子力防災センター派遣班を派遣するなどの措置をとる。

1 国の原子力災害現地対策本部の設置

(1) 原子力災害現地対策本部の設置

国は、各防災機関が実施する緊急事態応急対策の総合調整を行うため、原子力災害対策本部を設置し、さらに、緊急事態応急対策実施区域において当該原子力災害対策本部の一部を行う組織として原子力災害現地対策本部を設置する。

(2) 原子力災害現地対策本部の設置場所

原子力災害現地対策本部は、当該現地の原子力防災センターに設置される。

2 原子力災害合同対策協議会の設置及び運営

(1) 原子力災害合同対策協議会の目的

原子力緊急事態宣言があったとき、国の原子力災害現地対策本部並びに県及び町の災害対策本部は、情報交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互協力を行うために、原子力災害合同対策協議会を組織する。

(2) 原子力災害合同対策協議会の設置場所

原子力災害合同対策協議会は、当該現地の原子力防災センターに設置する。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、原子力防災センターにおいて原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合、町は、副本部長（副本部長に事故あるときは参与）をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

なお、原子力災害合同対策協議会の運営に関する事項については、国が作成する「原子力緊急事態等現地対応マニュアル」による。

(4) 機能班への派遣

町は、原子力防災センター内の原子力災害合同対策協議会の下に設置される機能班に、原子力防災センター派遣班を派遣する。派遣された職員は、原子力事業所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、避難・退避状況等の把握等の活動に従事する。

第6 動員配備体制

1 配備体制の決定

配備体制の決定は、上記第1に示す配備基準に基づき、町長の指示により総務理事が決定する。

2 権限委譲

町長が不在又は職務の遂行が困難な場合、副町長、教育長の順で本部長の権限を委譲する。また、本部員はあらかじめ次席責任者を指名し、権限委譲の措置を講じておく。

3 伝達方法

(1) 勤務時間中における伝達

電話及び口頭をもって伝達するものとし、庁内放送によりこれを徹底する。

(2) 勤務時間外又は休日等における伝達

あらかじめ定めた緊急連絡網により伝達する。

4 伝達事項

配備の伝達時には、次の事項を伝達する。

- 配備体制
- 参集時間及び参集場所（本部設置場所等）
- 装備等
- その他必要と認める事項

5 配備の伝達及び参集

(1) 警戒配備

① 勤務時間中における伝達

ア 防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

イ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

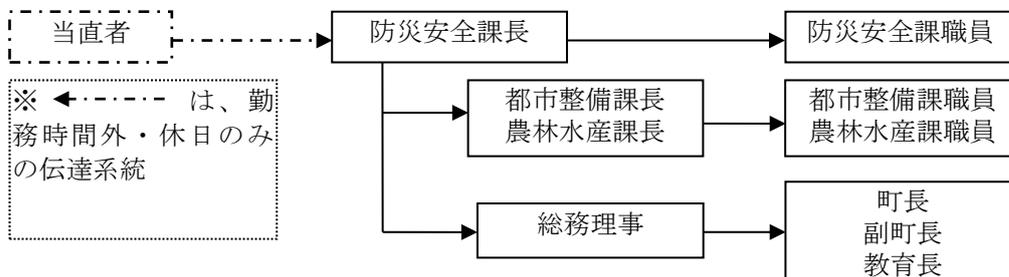
② 勤務時間外又は休日等における伝達

ア 地震の発生又は気象庁が発表する地震情報等を覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。

イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、都市整備課長、農林水産課長及び防災安全課職員に伝達するとともに、総務理事を通じ町長、副町長及び教育長に報告する。

ウ 都市整備課長及び農林水産課長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

伝達を受けた防災安全課職員並びに都市整備課及び農林水産課の職員は、防災安全課に参集する。

(2) 災害対策連絡室

① 勤務時間中における伝達

ア 副町長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、総務理事を通じ、防災安全課長に伝達する。

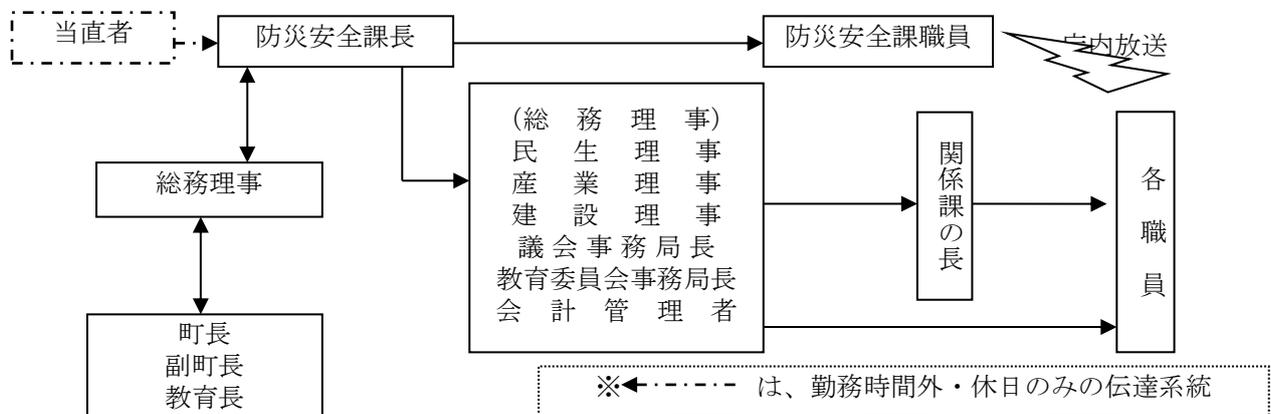
イ 防災安全課長は、電話等により各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。

- ウ あらかじめ定められた防災安全課員は、庁内放送により職員に伝達する。
- エ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- オ 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- イ 当直者から連絡を受けた防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長へ状況を伝達する。
- ウ 副町長は、災害対策連絡室の設置が決定されたときは、総務理事を通じて防災安全課長へ連絡する。
- エ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者及び防災安全課職員に伝達する。
- オ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- カ 関係課の長は、参集すべき所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策連絡室設置の伝達を受けた職員は、直ちに災害対策連絡室の設置場所に参集する。

(3) 災害対策本部

① 勤務時間中における伝達

- ア 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- イ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。
- ウ あらかじめ定められた防災安全課職員は、庁内放送により職員に伝達する。
- エ 各理事等は、関係課の長に伝達する。
- オ 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

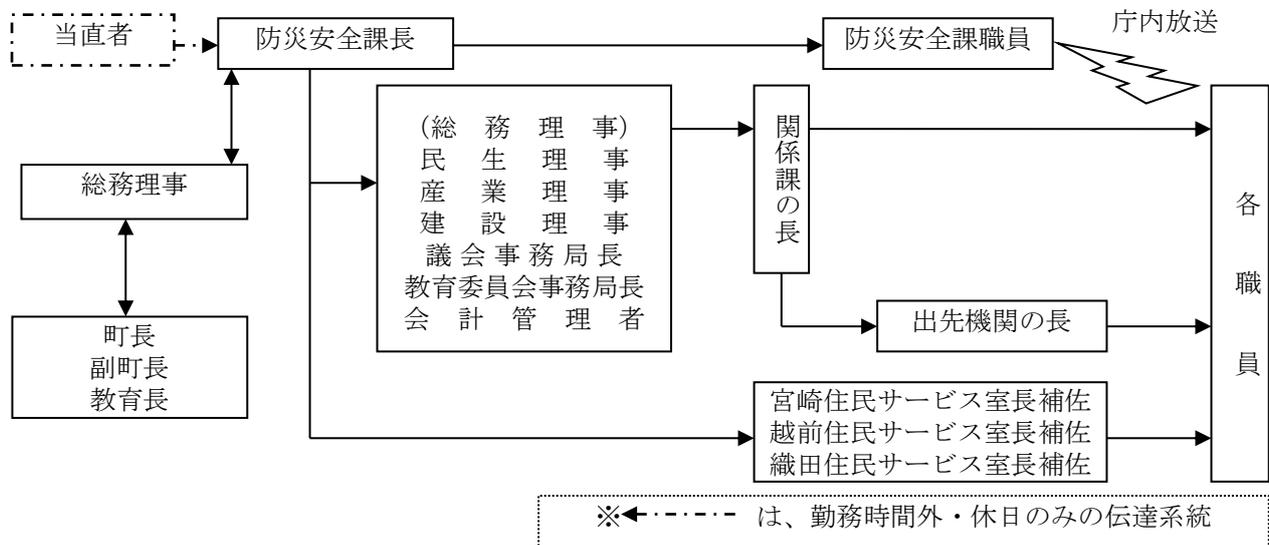
② 勤務時間外又は休日等における伝達

- ア 災害の発生又は発生するおそれを覚知した当直者は、直ちに防災安全課長へその状況を伝達する。
- イ 防災安全課長は、総務理事を通じ、町長、副町長及び教育長へ状況を伝達する。
- ウ 総務理事は、町長が災害対策本部の設置を決定したときは、副町長、教育長及び防災安全課長に伝達する。
- エ 防災安全課長は、各理事、議会事務局長、教育委員会事務局長、会計管理者、各住民サービス室長及び防災安全課職員に伝達する。

オ 各理事等は、関係課の長に伝達する。

カ 各課の長は、所属職員及び所管する出先機関に伝達し、出先機関の長は、所属職員に伝達する。

[伝達系統]



③ 参集場所

災害対策本部設置の伝達を受けた本部員及び事務局員は、直ちに災害対策本部に参集し、その他の職員については、各所属に参集する。

(3) 自主参集

職員は、大規模若しくは広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、配備の伝達前であっても直ちに参集する。

(4) 参集状況等の報告

災害対策本部の各部長は、出先機関も含めた職員の参集状況等を速やかに把握し、事務局へ報告する。

各職員は、参集途中で周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中重大な被害が生じているのを認めるときは、各自の判断で町民の救出を優先し、救出の状況等について各所属や参集場所に連絡するよう努める。

(5) 動員対象から除外する職員

次に掲げるいずれかに該当する職員は、災害発生直後の動員対象から除外する。ただし、該当する職員は可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。また、参集を妨げる事態が収束できた場合、直ちに参集する。

- 公務のため管外出張中の場合
- 職員自身が災害発生時に療養中、又は災害の発生によって傷病の程度が重傷である場合
- 当該職員が居住する自宅が全壊、全焼等の場合
- その他の事情により、特に所属班長がやむを得ないと認めた場合

6 職員の活動環境及び福利厚生

大規模な災害時においては、状況に応じて 24 時間体制による災害応急活動を展開する場合も生じるため、交代制の実施や健康管理等、職員の活動環境及び福利厚生に充実を努める。

7 複合災害発生時の調整

複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

第7 業務継続に係る措置

1 庁舎の退避等

- (1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を町民等へ周知する。庁舎の退避に当たっては、町民等の避難、学校等においては児童生徒の避難を優先した上で退避を実施する。
- (2) 町は、町域の一部が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合、当該勧告又は指示を受けていない地域内の適切な施設への退避を実施する。

2 業務の継続

町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

第8 原子力被災者生活支援チームとの連携

国では、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより、避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の町民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとしている。

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。

所 管	民生対策部, 関係機関
-----	-------------

第3節 緊急時モニタリング計画

緊急時に、原子力発電所からの放射線や放射性物質の放出による周辺環境への影響を把握するため、県が実施する緊急時モニタリングへの要員の派遣等に協力するとともに、屋内退避や飲料水、飲食物の摂取制限等、各種防護対策への必要な環境情報を的確に提供し、町民の安全確保を図る。

第1 緊急時モニタリングに対する協力

町は、県から要請を受けた場合、福井県モニタリング本部へ職員を派遣し、緊急時モニタリングの実施に関して協力する。また、福井県モニタリング本部に派遣した職員を通じて屋内退避、避難、飲食物の摂取制限等各種防護対策に必要なモニタリング情報の迅速な把握に努める。

なお、緊急時モニタリングの動員配備の基準及び人員等は、次のとおりであり、配備体制は、県原子力安全対策課長が、知事の命を受け決定する。

[緊急時モニタリングの動員配備の基準及び人員等]

緊急事態区分	配 備 基 準	配備体制	動 員 体 制
警 戒 事 態 (第1段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在市町で震度6弱以上の地震が発生したとき。 ・福井県に大津波警報が発表されたとき。 ・国（原子力規制庁）が警戒を必要と認める原子炉施設の重大な故障等が発生したとき。 ・その他、国が原子力規制委員会・内閣府原子力事故警戒合同本部の設置が必要と判断したとき。 ・その他、知事が原子力災害警戒本部の設置を必要と認めたとき。 	福井県モニタリング本部設置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県 <ul style="list-style-type: none"> ・原子力環境監視センター ・緊急時モニタリング要員（詳細は別に定める） ○ 原子力事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・関西電力(株) ・日本原子力発電(株) ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
施 設 敷 地 緊 急 事 態 (第2段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設敷地緊急事態が発生したとき。 ・その他、知事が原子力災害対策本部の設置を必要と認めたとき。 	緊急時モニタリングセンターの指揮下で福井県モニタリング本部が活動を継続	上記に加え <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町の支援要員 ○ 県外地方公共団体の支援要員 ○ 県外原子力事業者の支援要員（詳細は別に定める）
全面緊急事態 (第3段階)	<ul style="list-style-type: none"> ・全面緊急事態が発生したとき。 		

第2 福井県モニタリング本部及び緊急時モニタリングセンターの組織・運営等

福井県モニタリング本部及び緊急時モニタリングセンターの組織・運営等については、「福井県緊急時モニタリング計画」によるものとする。

第3 モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内、原子力災害対策本部及びオフサイトセンター放射線班と速やかに結果を共有する。

また、原子力災害対策本部が行ったモニタリング結果の評価等をオフサイトセンター内で共有する。県は、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、県内全市町に連絡する。

第4節 広報計画

原子力災害は、放射性物質又は放射線による影響が五感に感じられないこと等の特殊性を有していることから、緊急時における町民等の心理的動揺あるいは混乱を防止し、異常事態による影響をできる限り低くするため、町民等に対する情報提供、広報などを迅速かつわかりやすく正確に行う。

第1 町の広報体制

1 広報実施責任者

町が実施する広報の責任者には報道主管者を充て、企画広報班が広報を行う。

2 広報時期

緊急時に該当する場合、直ちに必要な事項について町民へ広報を行う。また、情報の空白時間を生じさせないように、定期的な情報提供に努める。

なお、インターネット等によって不確かな情報が流布しがちであることに十分注意する。

3 広報手段

町は、原子力災害時に町民に対し適切な情報を提供するため、町防災行政無線（同報系）、CATV、広報誌、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能等を有効に活用する。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

さらに、県と連携の下、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行う。

なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

4 広報の方法

町民等への情報提供に当たっては国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめわかりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。

5 広報事項

町は、県等からの指示に従い、次に示す段階ごとに町民への広報を的確に行う。また、県と連携の下、町の役割に応じて町民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象予測や放射性物質の大気中拡散予測等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、町が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、町民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

なお、その際、民心の安定並びに要配慮者等、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。

(1) 災害対策連絡室を設置したとき

- 町からの緊急広報であること。
- 町に災害対策連絡室を設置したこと。
- 県が災害警戒本部を設置したこと。
- 原子力災害が発生した原子力事業所の名称及びその場所
- 事故の状況
- 放射性物質又は放射線の放出状況、今後の予測及び環境への影響
- 原子力災害が発生した原子力事業所の対応状況
- 町、県その他関係機関の対応状況
- 町民及び一時滞在者のとるべき措置
- 相談窓口の設置場所及び問い合わせ先
- その他必要事項

(2) 原子力災害対策本部を設置したとき

○ 上記(1)に掲げる広報事項に準じる。

(3) 原子力緊急事態宣言が発出されたとき

原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害合同対策協議会の場を通じ、広報内容を十分確認した上で上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

○ 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したこと。
○ 国の原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部が設置されたこと。

(4) 防護対策地区を決定した指示があった場合

上記(1)に掲げる広報事項に加え、次に掲げる事項についても広報する。

なお、防護対策地区を決定した指示があった場合以後については、避難所等の施設内に対しても同様の事項を広報する。

○ 決定した防護対策の内容
○ 防護対策地区の範囲及び具体的な設定地域の内容
○ 防護対策地区及びその周辺の交通規制の内容
○ 安定ヨウ素剤の服用及び飲料水、飲食物等の摂取制限に関する事項

(5) その他避難状況把握のための周知

避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難所以外に避難をした場合等には、町の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、町民等へ周知する。

6 広報の留意事項

原子力災害時における広報に当たっては、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で町民等に対する情報の公表及び広報活動を行う。その際、その内容について国の原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡を取り合う。

第2 資料の保存

企画広報班は、各対策班が収集した災害関連情報の取りまとめを行い、必要な資料を記録・保存し、要請に応じて提供する。

第3 相談窓口の開設

企画広報班は、被災者の要望事項等を把握するとともに、町民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた相談窓口を開設する。また、問い合わせの対応に当たり、相談者のニーズを見極め情報の収集・整理を行う。

第4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県及び関係市町、関係周辺府県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者や児童虐待の被害者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

第5 災害情報インターネットシステムの活用

町は、県の災害情報インターネットシステムを活用し、避難者等の安否情報、災害情報等を迅速に収集するとともに、町民、関係機関等に対して的確な情報を提供する。

第6 要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本編第2章第5節「要配慮者に配慮した応急対策計画」の定めるところによる。

第5節 広域的応援の要請・受入計画

原子力災害時においては、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定され、他地域からの災害応急対策要員の確保が必要になることから、広域的な応援に対応できる体制の整備を図る。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」による。

第1 広域応援要請

1 応援要請の決定

応援要請は、次に掲げる条件を災害対策本部会議で判断し、本部長（町長）が決定する。また、応援隊の受入れに当たっては、県と密接な連携の下、応援隊の総合的調整を行う。

- 災害の発生箇所が他の市町に隣接し、応援を受けて緊急措置を実施することで被害が最小限に止めることができると判断される場合
- 町域内に大規模な災害が発生し、応援を要請しなければ被災者の救助等に著しく支障をきたす場合

2 災害対策基本法に基づく応援等

(1) 県内市町に対する応援要請

本部長（町長）は、「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県内の市町に対し、応援を要請する。応援を求められた県内の市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに、必要な応援を行う。

(2) 知事への要請

本部長（町長）は、町の応急対策を実施するため必要があるときは、知事に対し必要な事項を明らかにして応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして当該機関の職員の派遣を要請する。

(4) 民間団体等に対する要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、民間団体等に協力を要請する。

(5) 災害時相互応援協定による要請

本部長（町長）は、応急対策又は災害復旧に応援の必要があると認めたとき、「西尾市・恵那市・越前町災害時相互応援協定」及び「災害応急対策活動の相互応援に関する協定（越前町、瀬戸市、常滑市、篠山市、備前市、甲賀市）」に基づき、関係市町に応援を要請する。

なお、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

3 消防の応援

(1) 県内市町消防に対する応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な災害と判断した場合、「福井県広域消防相互応援協定」に基づく応援要請を行う。

(2) 相互応援協定に基づく応援要請

鯖江・丹生消防組合は、単独では対処不可能な災害で、必要と認められる場合、相互応援協定の締結機関に応援を要請する。

(3) 他都道府県消防機関に対する応援要請

本部長（町長）は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

なお、知事は、本部長（町長）の要請によらず当該援助隊の出動要請の必要があると認められる場合においても、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請し、その結果を直ちに応援を行った町へ連絡することとしている。

- 救助・救急、火災の状況及び応援要請の理由並びに応援の必要期間
- 応援要請を行う消防機関の種別及び人員
- 町への進入路及び集結（待機）場所

また、他都道府県消防機関の円滑な受入れを図るため、鯖江・丹生消防組合は、連絡係等を設け、次の事項に留意し、受入体制を整備する。

- 応援消防機関の誘導方法
- 応援消防機関の人員、資機材数、責任者等の確認

（4）広域航空消防応援の要請

鯖江・丹生消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、町長に報告の上、その指示に従って知事に対して次の事項を明らかにして、広域航空消防応援を要請する。

- 要請先（応援側）市町
- 要請者及び要請日時
- 災害の発生日時、場所及び時間
- 必要な応援の概要

4 県への応援要請等の手続き

本部長（町長）は、県に対し応援を求める場合、又は指定行政機関等の応援のあっせんを県に求める場合には、知事（防災安全全部危機管理課、健康福祉部地域福祉課）に対し、次に掲げる事項について文書をもって要請する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話等によることができるが、事後において速やかに文書を提出する。

（1）県に応急措置の実施又は応援を求める場合

① 災害救助法の適用

- 災害発生の日時及び場所
- 災害の原因及び被害の状況
- 適用を要請する理由
- 適用を必要とする期間
- 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
- その他必要な事項

② 被災者の他地区への移送要請

- 移送を必要とする被災者の数
- 希望する移送先
- 被災者を収容する期間

③ 県への応援要請又は応急措置の実施の要請（災害対策基本法第68条）

- 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関等、他府県、自衛隊等の応援のあつせいを県に求める場合

① 他の市町、指定地方行政機関等又は他府県の応援要請のあつせいを求める場合

- 災害の状況及び応援のあつせいを求める理由
- 応援を希望する機関名
- 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他必要な事項

② 指定地方行政機関又は他府県の職員の派遣あつせいを求める場合(災害対策基本法第30条)

- 派遣のあつせいを求める理由
- 派遣のあつせいを求める職員の職種別人員数
- 派遣を必要とする期間
- 派遣される職員の給与その他の条件
- その他必要な事項

(3) 県への応援要請連絡先

- 防災安全部危機管理課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0308 Fax. 0776-22-7617
- 健康福祉部地域福祉課
福井県福井市大手3-17-1
Tel. 0776-20-0326 Fax. 0776-20-0637

5 受入体制

町、県及び関係機関における応援隊の受入れは、次のとおり行う。

- 警察、消防の応援隊は、それぞれの機関で受け入れる。
- 自治体の受入れは、総合対策班及び県が行う。

6 総合調整

応援隊は、県災害対策本部の総合的調整の下で活動するもので、それぞれの受入 機関は県災害対策本部と密接な連携を図る。

第2 専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報がなされた場合、あらかじめ定められた手続きに従い、国に対して次の専門家等の派遣を要請する。

- 原子炉、放射線防護等に関する専門家
- 原子力災害医療に係る医療チーム

第3 防災ヘリコプターの応援

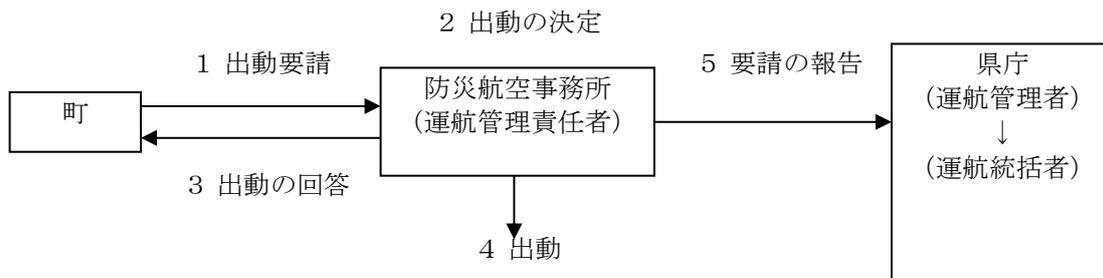
災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

- 被災状況等の調査及び情報収集活動
- 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の搬送
- 消防隊員、消防資機材等の搬送
- 被災者等の救出
- 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- 災害に関する情報、警報等の伝達広報活動
- その他災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

[緊急運航要請フロー]



2 応援要請の原則

防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、本部長（町長）は、町域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、知事に対し、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

- 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3 防災ヘリコプターの応援要請手続き

(1) 要請先に示す事項

防災ヘリコプターの応援要請は、県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(2) 緊急時応援要請連絡先

- 福井空港内福井県防災航空事務所
福井県坂井市春江町江留中 50-1-2
Tel. 0776-51-6945 Fax. 0776-51-6947

第4 防災活動拠点

総合対策班は、応急活動の円滑な実施に資するため、適切な役割分担の下に、大規模災害時の長期的な物資の流通供給拠点、各種の応援部隊等の活動拠点、救急・救援の活動拠点となる施設を災害の状況に応じて確保するなど、救援隊等の受入体制の整備に努める。

- 1 救援隊等の宿舎
救援隊等の宿舎は、避難施設及び学校とする。
ただし、救援隊等の人員及び被災地の状況に応じて、避難所に割当てることがあるが、この場合は原則として避難者の収容のない施設とする。
- 2 救援隊の食料等の供給
避難者に対する緊急物資の供給に準じて供給する。
- 3 救援隊等の資機材の確保
救援隊等派遣先及び各機関と緊密な連絡をとり、救援隊等の活動が十分できるように資機材を確保する。

第5 応援に係る留意事項

応援に係る都道府県、市町村、民間団体等については、協定等で特別な定めのない場合、原則として、身体に放射性物質又は放射線の影響のない地域の活動のみとし、町及び県は、応援の要請等に際し、その内容について、応援都道府県、他市町村、民間団体等と十分協議する。

なお、防災業務関係者の被ばく管理については、本編第2章第2節「防災業務関係者の安全確保計画」の定めるところによる。

第6 経費の負担

国、他府県及び他市町又は県から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法の定めるところによる。

第6節 自衛隊の災害派遣要請計画

原子力災害において、人命又は財産を保護するために自衛隊に対し災害派遣を要請するときの手続き、受入れ等を定め、迅速かつ円滑に自衛隊の災害派遣要請が行える体制を確立する。

第1 派遣要請基準

本部長（町長）は、町域に係る災害が発生又は発生しようとしている場合に、自衛隊の応援が必要と認めるとき、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の要求を行う。

自衛隊の災害派遣の要請基準は次のとおりである。

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。 ○ 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2 派遣の内容

自衛隊の災害派遣の活動内容は、次のとおりである。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ モニタリング支援 ○ 被害状況の把握 ○ 避難の援助 ○ 避難者等の搜索救助 ○ 消防活動 ○ 救護 ○ 人員及び物資の緊急輸送 ○ スクリーニング及び除去 ○ その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力で対処可能なもの |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第3 派遣要請の手続き

本部長（町長）は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したとき、災害派遣要請書を知事（危機管理課）へ提出する。ただし、事態が急を要する場合の要請は電話でもって行い、事後速やかに文書を提出する。

【口頭で要請する場合の連絡事項】

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の状況及び派遣を要請する理由 ○ 派遣を希望する期間 ○ 派遣を希望する区域及び活動内容 ○ その他参考となるべき事項 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第4 本部長（町長）による自衛隊への通知

本部長（町長）は、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれない場合又は知事に要請する時間がない場合、直接自衛隊に被害状況の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きをとる。

【派遣要請先】

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上自衛隊の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 陸上自衛隊第14普通科連隊長（連絡窓口 第3科）
石川県金沢市野田町1-8 Tel.076-241-2171（内線238） ② 陸上自衛隊第372施設中隊長
福井県鯖江市吉江町4-1 Tel.0778-51-4675 ③ 陸上自衛隊中部方面総監部防衛部防衛課運用室（※）
兵庫県伊丹市緑が丘7-1-1 Tel.0727-82-0001（内線2259又は2351） |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第8 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち、次に掲げるものは原則として派遣を要請した町が負担し、その調整は県が行う。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

- 派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費及び入浴料
- 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上、その運搬及び修理費
- 有料道路の通行料
- 放射能防護資機材（ポケット線量計、アラームメータ、防護マスク、防護服等）

所 管	総務対策部, 民生対策部, 教育対策部, 関係機関
-----	---------------------------

第7節 避難、屋内退避等の防護措置計画

町民の生命、身体を原子力災害から保護することが重要であることから、避難、屋内退避等の防護措置について定め、町民の安全確保を図る。

なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症流行下において原子力災害が発生した場合には、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。

第1 避難等の防護対策の実施

町は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアルを踏まえ、避難、屋内退避等の防護措置を実施する。

1 避難及び一時移転

避難及び一時移転の実施に当たっては、原子力規制委員会が、施設の状況や緊急時モニタリング結果を踏まえ、実施の判断を行った上で、国の原子力災害対策本部が、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮した避難等の指示を、地方公共団体を通じて町民等に混乱がないよう適切かつ明確に伝えなければならないことになっている。

2 屋内退避

屋内退避は、避難の指示等が国から行われるまで放射線被ばくのリスクを軽減しながら待機する場合や避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国からの指示により行うものである。特に、病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

[避難等の基準（「O I Lと防護措置」抜粋）]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、町民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線:40,000cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等にスクリーニングを

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
			β線:13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、町民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20 cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq (ベクレル) /cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度から入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq (ベクレル) /cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

第2 緊急時活動レベル (E A L) に基づく防護措置

[本町 (UPZ圏内) における緊急時活動レベル (E A L) に基づく防護措置]

区分	対応
警戒事態 (第1段階)	災害対策連絡室を設置し、情報の収集に当たる。
施設敷地緊急事態 (第2段階)	国の指示に基づく県の要請により、UPZ内における予防的防護措置(屋内退避)の準備を行う。
全面緊急事態 (第3段階)	国の指示に基づく県の要請により、UPZ内における屋内退避を行う。
	県の要請により、若狭町の受入準備を行う。

第3 運用上の介入レベル (O I L) に基づく避難等の措置

1 町民への屋内退避又は避難の指示

町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、

又は緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針に基づいた国の指導、助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、O I Lの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域を含む場合、災害対策基本法第72条第2項の規定による県の要請を受け、当該地域の町民に対し、屋内退避又は避難を指示する。

なお、国又は県から指示案を伝達された場合、町長は、当該指示案に対して速やかに意見を述べる。

2 町民の避難状況の確認

町は、避難指示を行った場合、県内の避難先を所管する市町の協力を得て、避難施設において町民の避難状況の確認を行う。

第4 避難手段

避難対象地域の町民の避難は、町の指示により、次のとおり行う。

なお、町及び県での輸送力では不足し、他県から輸送手段を調達する必要がある場合など、町及び県内での対応が困難であるときは、県と連携し、国に支援を要請する。

1 自家用車による避難

- (1) 自家用車による避難が可能な町民は、自家用車による避難を行う。この場合、町は、避難対象地域の町民に対し、交通誘導整理を行っている警察官等の指示に必ず従うよう、周知する。
- (2) 町は、自家用車による避難を行う町民について、次の手段により避難状況を把握する。
 - ① 町は、避難対象地域の町民に対し、自家用車による避難を行う際には、自宅に「自家用車で避難済み」を知らせる表示（旗、リボン等）をするよう、事前に周知する。
町は、鯖江・丹生消防組合消防本部に対して、消防団に対象地域を巡回させ、自家用車による避難状況の確認を行い、町に連絡するよう、指示する。
 - ② 町は、避難対象地域の町民に対し、特別の事情により、町が定める県内の避難先以外の場所に避難した場合には、町に避難先を連絡するよう、事前に周知する。

2 自家用車以外での避難

- (1) 自家用車による避難をしない町民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を行う。避難に当たっては、あらかじめ定めた一時集合施設に集合し、県又は町が確保した避難用のバス若しくは応急出動した自衛隊車両による避難を行う。
- (2) 自衛隊車両等により避難した町民は、町が定める場所から、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。避難に当たっては、避難車両中継所から県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。
- (3) 県が自衛隊、海上保安庁等に要請し、応急出動した船舶又はヘリコプターにより避難を行う町民は、県又は町があらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。避難に当たっては、県又は町があらかじめ指定した半島部の港湾又は漁港若しくは臨時ヘリポートから、船舶、ヘリコプター等で、あらかじめ指定した避難先近辺の港湾又はヘリポートまで移動し、その後、県又は町が確保した避難用のバスにより、あらかじめ定めた避難先へ避難する。

3 要配慮者の避難手段

避難対象地域の要配慮者の避難は、町の指示により、次のとおり行う。

- (1) 学校の児童生徒及び保育園の園児
学校の児童生徒が在学時においては、県又は町が確保した避難用のバス若しくは応急出動した自衛隊車両により、あらかじめ定めた避難先に避難を行う。
- (2) 在宅の要介護高齢者・障がい者等
 - ① 在宅の要介護高齢者・障がい者等については、家族、地域等の協力により自家用車による避難を行う。
 - ② 介助が必要な要配慮者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた福祉避難所に搬送する。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、

船舶、ヘリコプター等による搬送を要請することとなっている。

(3) 病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者

- ① 病院の入院患者及び社会福祉施設の入所者は、県又は町が確保した避難用のバスによる避難を行う。
- ② 介助が必要な入院患者・入所者については、県が要請し確保した消防機関の救急車、福祉車両等によりあらかじめ定めた医療機関又は福祉避難所に搬送する。この場合、必要に応じ、県は、自衛隊、海上保安庁等に対し車両、船舶、ヘリコプター等による搬送を要請することとなっている。

第5 避難所等

1 避難所等の開設等

町の全域又はその一部が避難対象区域に指定された場合、町は、避難を必要とする町民の避難及びスクリーニング等の場所の開設並びに町民等に対する周知徹底を行う。また、必要があれば、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。なお、避難所の運営に当たっては、避難者の自主的な運営を促す。

2 避難所等の管理・運営の留意点

(1) 生活環境対策の実施

町は、県の協力の下、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化に対応するため、必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(2) 避難者の体調管理、衛生管理の実施

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、町は、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。また、保健師等による巡回健康相談等を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

さらに、避難所の生活環境を確保するため、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講じる。

(3) ニーズに対応した運営管理

町は、県の協力の下、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

(4) 避難の長期化等への対応

町は、県の協力の下、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、避難対象区域外の旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(5) 応急仮設住宅、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等の提供

町は、県の協力の下、災害の規模等を鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(6) 応急仮設住宅の建設

町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上、建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。

(7) 避難所運営の効率的な実施

町は、防災ネットを活用し、避難者受付および避難人数把握、ニーズ集約など、効率的な避難所運営に努める。

第6 広域避難等

1 受入要請

町は、広域避難を行う必要が生じた場合、県が策定した広域避難要綱に基づき、県の調整の下、広域避難受入先となる県内市町又は県外の受入先市町を含む県と協議し、避難所の供与その他必要な要請を行う。

2 県への支援要請

町域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、国の協力の下、県が受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町と協議の上、町に対し避難所等となる施設を示す。

町は、必要に応じて、県に対し、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における被災者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を要請する。

3 被災者の受入れ

町は、県から災害対策基本法第72条第1項の規定に基づく受入要請を受けた場合、避難所の提供、避難者の輸送等、必要な協力活動を、県との緊密な連携の下に行う。

第7 町民への情報提供

町は、町民等の避難誘導に当たって、県の協力の下、町民等に向けて、避難やスクリーニング及び簡易除染等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測その他の避難に資する情報の提供に努める。

第8 避難状況の確認

1 町の措置

(1) 町は、県と連携し、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

(2) 町は、避難のための立退きの指示等を行った場合、県と協力して、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により町民等の避難状況を確認する。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報を提供する。

2 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の措置

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否確認に努め、把握した情報について県及び町に提供する。

第9 学校等施設における避難措置

学校等施設において、児童生徒の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に児童生徒を避難させる。また、児童生徒を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき児童生徒を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡する。

第10 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、施設の利用者等を避難させる。

第11 要配慮者等への配慮

要配慮者等への配慮については、本編第2章第5節「要配慮者に配慮した応急対策計画」の定めるところによる。

第12 飲食物、生活必需品等の供給

飲食物、生活必需品等の供給については、本編第2章第4節「緊急物資の供給計画」の定めるところによる。

第13 警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるための措置

町は、県、国の原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、警戒区域の設定、避難のための立退きの指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう国、県、その他関係機関等と連携した運用体制を確立する。

第8節 救助・救急及び消火活動

原子力災害は広域的な災害となる可能性があるため、関係機関相互の緊密な連携による救助・救急及び消火活動体制を確立し、迅速かつ的確に実施する。

第1 陸上における救助・救急及び消火活動

1 町の措置

町は、消火・救助・救急活動を行うに当たって、鯖江警察署及び鯖江・丹生消防組合の協力を得て次の措置を実施する。

また、県に対し被害の状況及び応援の必要性等を連絡するとともに、町自体の能力で救助活動を行うことが困難なとき、又は救助活動に必要な車両等の調達を必要とするときは、福井県広域消防相互応援協定に基づき県内市町（消防事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）に対し応援を要請する。

2 鯖江・丹生消防組合の措置

鯖江・丹生消防組合は、町、鯖江警察署その他関係機関と協力して消火・救助・救急活動を行う。

また、消火活動について、町、鯖江警察署その他関係機関と協力し、避難等の指示が行われると同時に、あらゆる手段及び方法により町民に対して出火防止及び初期消火について次の事項を中心に広報する。

(1) 火気の遮断

避難等を行う前に、ガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ及び石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

さらに、必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第2 海上における救助・救急対策

1 海上における救助・救急活動への協力

町は、原子力災害災害発生に伴い、敦賀海上保安部、鯖江警察署その他関係機関と連携し、水難救護法による人命及び船舶の救助を行う。

2 海上における救助・救急活動の応援要請

町は、海上での救助・救急について必要な場合は、県等関係機関に対し応援を要請する。

第3 空からの救助・救急対策

町は、航空機やヘリコプターを活用した救助・救急を行うために、あらかじめ緊急離着陸場の指定を行うとともに、迅速かつ正確な情報収集伝達を行い、機動的な航空機の活用を図る。

1 町の措置

総合対策班は、災害の状況等から、空中からの救助・救急活動が必要と認められる場合には、県に対し、県防災ヘリコプターによる救助活動を要請する。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣要請計画」による。

2 鯖江・丹生消防組合の措置

鯖江・丹生消防組合は、災害の状況等から、広域航空消防応援の必要を認めたときは、速やかに県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの派遣を要請する。

所 管	総務対策部, 民生対策部, 関係機関
-----	--------------------

第9節 原子力災害医療活動

町民及び防災業務関係者の生命及び身体を保護するため、関係医療機関と密接な連携を図りつつ、総合的な判断と統一された見解に基づき医療措置を行うことが重要であることから、原子力災害医療体制を確立するとともに、適切な原子力災害医療を実施する。

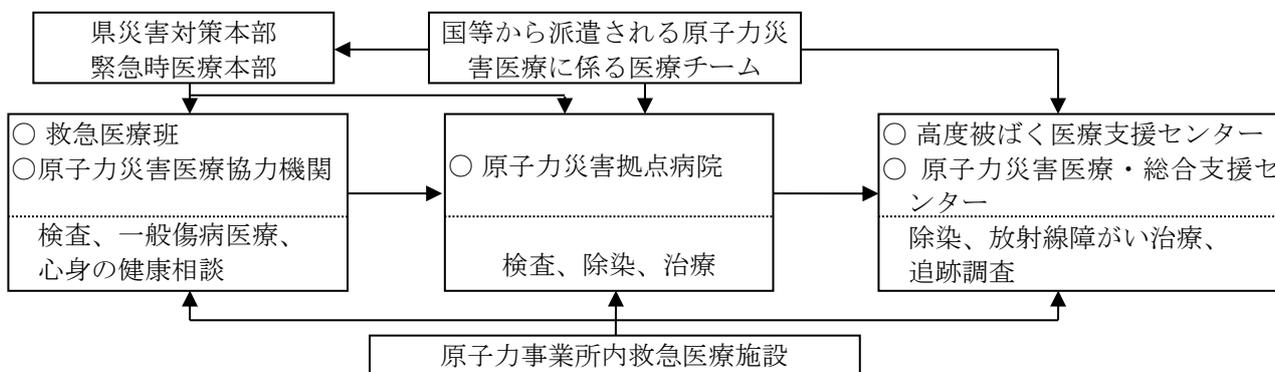
第1 原子力災害医療体制

医療保健班は、県が行う緊急時における町民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

1 原子力災害医療体制の基本的活動体制

原子力災害時には、県の指揮の下、次のような組織で医療措置を行う。

[原子力災害医療基本活動体制]



2 緊急時医療本部の設置

県は、災害対策本部を設置したときは、直ちに現地原子力防災センターに緊急時医療本部を設置し、現地における医療活動を総括し、適切な医療措置を行うこととしている。（県の災害警戒本部の場合は、緊急時医療連絡室を設置し、緊急時医療本部に準じた業務を行う。）

3 国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チーム

県は、必要に応じて、国に対し、原子力災害医療に係る医療チームの派遣及び高度被ばく医療支援センター等へ被ばく者の受入れの要請を行う。国から派遣される高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センター等による現場派遣チーム又は専門派遣チームは、緊急時医療本部の構成員として、被ばく患者（被ばくしたおそれのある者を含む。）に対する診断及び処遇について、現地医療関係者等を指揮するとともに、自らもこれに協力して医療活動を行う。

4 救護所の設置

医療保健班は、避難所等を設置したときは、緊急時医療本部の指揮の下、直ちに救護所を設置する。ただし、全ての避難所への救護所の設置が困難な場合は、主要避難所を選定し、救護所を設置する。なお、救護所の運営については、医療保健班と緊急時医療本部が緊密な連携の下に実施する。

5 避難所等における原子力災害医療

避難の場合の医療措置は、避難所等において、県が初期被ばく医療施設としての救護所に救護所責任者（総括責任者）を置き、県の救急医療班が実施する。

県は、原子力災害対策指針に基づき、原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援の下、町民等が避難区域等から避難する際に、町民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及びスクリーニング結果に応じたOILに基づく簡易除染を行う。

汚染検査に当たって、県の救急医療班は、緊急時医療本部の下で、汚染検査、拭き取り等の簡易な除染、安定ヨウ素剤の予防服用の指導、通常の一般的傷病、身体的異常に対する処置や心身の健康相談を行う。

なお、避難所等や原子力災害が発生した現地を管轄する健康福祉センター等においても心身の健康相談を行うこととなっている。

[県の救急医療班の構成]

救急医療班の人員	4～7名（医師1名、看護師、放射線技師、薬剤師、その他）
1日達成可能班数	62班
その他	一般的傷病等の検診器材、薬剤及び自動車は原則として派遣機関で調達する。原子力災害医療活動従事者は、放射性物質の汚染からの二次的取込み及び医療措置に伴う汚染の拡大を防止することに十分注意する。

6 原子力災害医療機関における原子力災害医療

次に示す原子力災害医療協力機関では、原則として避難所等や原子力事業所から搬送されてくる被ばく患者の外来診療を行うものとし、拭き取り等の簡易な除染や救急処置を行う。

[原子力災害医療協力機関]

医療機関名	所在地
国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘 33-1
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2
若狭高浜病院	高浜町宮崎 87-14-2
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1
福井勝山総合病院	勝山市長山町 2-6-21
公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31
国立病院機構あわら病院	あわら市北潟 238-1
坂井市立三国病院	坂井市三国町中央 1-2-34
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田 106-44-1
レイクヒルズ美方病院	若狭町気山 315-1-9
若狭町国民健康保険上中診療所	若狭町市場 19-5
一般社団法人福井県医師会	福井市大願寺 3丁目 4-10
一般社団法人福井県薬剤師会	福井市光陽 4丁目 11-22
公益社団法人福井県診療放射線技師会	福井市米松 1丁目 16-31

7 原子力災害拠点病院への転送

被ばく傷病者等の初期診療の後、汚染の残存する被ばく患者又は相当程度の被ばくをしたと推定される被ばく患者は、入院診療を行う原子力災害拠点病院に転送する。

次に示す原子力災害拠点病院では、緊急時医療本部の下で国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チームの専門家及び原子力事業所救急医療施設の医師と協力して、汚染の残存する被ばく患者又は相当程度被ばくしたと推定される被ばく患者の入院診療を行う。

[原子力災害拠点病院]

医療機関名	所在地
福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3
福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1

8 高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターへの転送

原子力災害医療協力機関や原子力災害拠点病院等での診療の結果、さらに放射線被ばくによる障がいの専門的治療が必要とされる高線量被ばく患者や重篤な内部被ばく患者等については、高度被ばく医療支援センター又は原子力災害医療・総合支援センターに転送し、治療を行う。

[原子力災害医療体制の概要]

区分	初期被ばく医療	二次被ばく医療	三次被ばく医療
診療機能	外来診療	入院診療	専門的入院診療
措置	<p>傷病者の心理的動揺等について、十分配慮しながら、汚染検査、通常の一般的傷病、身体的異常に対する措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拭き取り等の簡易な除染等 ・ヨウ化カリウムの製剤投与等、放射線予防措置 ・救急蘇生法（ACLS） ・合併損傷（創傷、熱傷） 	<p>放射能汚染除去の措置を施すとともに、必要に応じて甲状腺モニタリング、尿及び血液の放射能の計測及び必要な医療措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除染室を用いた細密な除染 ・ホールボディカウンタ等による被ばく線量測定 ・血液、尿等の生体試料による汚染状況及び線量評価等 ・局所被ばく患者の診療の開始 ・高線量被ばく患者の診療の開始 ・合併損傷の診療の開始 ・内部被ばく患者に対する診療の開始 	<p>原子力災害拠点病院で遂行困難な放射能汚染治療、追跡調査等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院で行われる除染に加え、必要に応じた肺洗浄等の高度な専門的除染 ・重篤な局所被ばく患者の診療 ・高線量被ばく患者の診療 ・重症の合併損傷の治療 ・重篤な内部被ばく患者に対する診療
担当機関	<ul style="list-style-type: none"> ・救護所 ・事業所内救急医療施設 ・県が定める医療機関 <p>外来診療：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立病院機構敦賀医療センター 市立敦賀病院 杉田玄白記念公立小浜病院 若狭高浜病院 福井県済生会病院 福井勝山総合病院 公立丹南病院 国立病院機構あわら病院 坂井市立三国病院、 越前町国民健康保険織田病院 レイクヒルズ美方病院 若狭町国民健康保険上中診療所 一般社団法人福井県医師会 一般社団法人福井県薬剤師会 公益社団法人福井県診療放射線技師会 	<ul style="list-style-type: none"> 福井県立病院 福井大学医学部附属病院 福井赤十字病院 	<p>原子力災害医療・総合支援センター</p> <p>高度被ばく医療支援センター</p>

第2 緊急被ばく医療措置

1 被ばく患者の搬送先・転院先の判断

被ばく患者の被ばく線量、汚染の程度、全身状態等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられるものに対しては、初期被ばく医療機関を経ずに、原子力災害拠点病院や原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターによって対応を行うことが有効である。この場合、それぞれの医療機関の医療水準や医療資源のバランスを見ながら、実際に医療に当たる現場の医師が原子力災害拠点病院相互あるいは原子力災害医療・総合支援センター、高度被ばく医療支援センターとの連携を考慮して、適切な搬送先や転院先を判断する。

2 安定ヨウ素剤の服用

緊急時における町民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用について、原子力災害対策指針では、原則として、国の原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。

町は、避難又は屋内退避等の対象区域に指定された場合、県と連携し、国の原子力災害対策本部の指示に基づき、町民等に対し、原則として医師の関与の下で、安定ヨウ素剤を配布するとともに、国の服用指示を伝達する。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師等の協力を求めるなど、あらかじめ定める代替の手続きによって配布するとともに、国の服用指示を伝達する。

3 原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院における汚染及び被ばくの防止

原子力災害医療協力機関及び原子力災害拠点病院においては、被ばく患者の診療に際して、医療関係者の二次汚染及び被ばくを防止する。また、一般の患者の不安を軽減するとともに、一般の患者等に対して、汚染及び被ばくを防止する。

第10節 警備及び交通対策計画

原子力災害が発生した場合には、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡の下に災害情報の収集に努め、町民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防、交通の確保等の災害警備活動を行う。

第1 警戒区域の設定

町は、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。また、県から、同法第72条第1項の規定に基づき、当該区域の設定を指示された場合には、必要な措置を講じる。

第2 立入制限措置及び災害警備対策

1 町

町は、鯖江警察署長及び敦賀海上保安部長と協力し、警戒区域への立入制限を実施する。また、各種応急対策の周知による人心の安定や復興意欲の高揚を図るため、CATV、インターネット、広報車等あらゆる方法を用い、警戒区域の周知、被害状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に町民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

2 鯖江警察署

鯖江警察署は、緊急事態応急対策実施区域における救出活動及び二次災害防止のために立入制限区域又は立入禁止区域が設定されたときは、「福井県警察原子力災害警備計画」に基づき、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報提供を行い、速やかな治安の確保に努める。

3 自主防災組織

自主防災組織は、自治会や自衛消防団の協力を得て、地域の安全を維持するために独自の防犯パトロールに努める。

4 敦賀海上保安部

町長が避難のための立退きを指示することができないと海上保安官が認めるとき、又は町長から要求があったときは、航行船舶又は停泊中の船舶に対し警報するとともに安全な場所への避難を指示する。また、海上保安庁防災業務計画に基づき、防災業務の総合的かつ計画的な実施を図る。

第3 交通規制対策

町は、鯖江警察署等関係機関の協力の下、原子力災害発生直後の交通混乱を最小限度に止め、被災者の安全な避難と緊急通行車両の通行路等を確保する。

1 通行支障箇所の通報連絡

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の通行支障箇所について、必要に応じ鯖江警察署長その他関係機関に通報又は連絡する。

2 交通規制措置

(1) 交通規制の実施及び緊急交通路の指定

鯖江警察署は県警察本部と連携し、緊急時において、物資輸送等緊急通行車両等の通行を確保するため、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき、災害対策基本法第76条第1項及び道路交通法に基づく交通規制を実施する。

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

なお、必要に応じて「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、一般社団法人福井県警備業協会に対して、交通誘導の実施等の協力を要請する。

(2) 規制区間における鯖江・丹生消防組合消防本部、自衛隊等の措置命令等

通行禁止区域等において、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3第3項の規定に基づき、車両その他の物件の移動等必要な措置命令を行うことができる。また、消防吏員は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、同法第76条の3第4項の規定に基づき、同様の措置を行うことができる。

なお、自衛官及び消防吏員がこの措置を行ったときには、直ちに、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(3) 町民への周知

町は、上記(1)の交通規制について、県警察が行う町民への周知に協力する。

警察署長は、交通規制を行う場合、町民への周知を図るため報道機関に協力を要請するほか、(公財)日本道路交通情報センター(福井センター)及び交通情報板等を通じ、規制の区域、区間、迂回路等を広報する。また、立看板、案内図等を掲示し、交通規制の内容について周知する。

なお、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は制限する場合は災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第5条の規定に基づく標示を設置する。

3 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両等の範囲

緊急通行車両等の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び原災法第26条第1項の規定に基づく緊急事態応急対策の円滑かつ的確な実施のため、その通行を確保することが必要として災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく車両とする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

緊急通行車両等の使用者は、災害対策基本法第76条に規定する緊急輸送に必要な車両について、あらかじめ、県警察が行う緊急通行車両等の事前届出制度による届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両等の確認申請

緊急通行車両等の確認申請は、鯖江警察署及び交通検問所において、緊急通行車両等事前届出済証を提出して行う。ただし、あらかじめ緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けていない車両については、鯖江警察署等において、緊急通行車両等確認申請の手続きを行う。

(4) 標章等

緊急通行車両等と確認された車両については、県公安委員会より、確認標章及び証明書の交付を受け、確認標章については、車両前面の見やすい場所に掲示し、証明書については、当該車両に備え付けておく。

4 道路管理者の措置

建設班は、管理する道路、橋梁に被害が生じた場合は、応急の復旧を図るとともに、道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、県警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

第11節 緊急輸送活動

原子力災害発生時の災害応急対策を実施するための要員及び緊急物資の緊急輸送を確保することにより、迅速な応急対策の実施を図る。

第1 緊急輸送の順位

町及び関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として災害対策本部において調整する。

- 第1順位：人命救助、救急活動に必要な輸送
- 第2順位：避難者の輸送（緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送
- 第3順位：緊急事態応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送
- 第4順位：町民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位：その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

第2 緊急輸送の範囲

- 災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資
- 救助活動、医療救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員及び物資
- 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- 後方医療機関又は被災地外へ搬送する負傷者及び被災者
- 食料、水等生命の維持に必要な緊急物資及び他府県からの援助物資
- り災者を収容するために必要な資機材
- 二次災害防止用及び応急復旧の資機材
- その他緊急に輸送を必要とするもの

第3 緊急輸送体制の確立

町及び関係機関は、その所管する災害対策の実施に当たって、原則として自己が保有し、又は直接調達できる車両等による輸送を行い、その所管する業務について災害時の輸送に関する計画を策定しておく。

1 輸送力の確保

町が実施する緊急輸送は、原則として町有車両等を使用する。災害時における町有車両の確保、配車及び管理は総合対策班が行い、各対策班は、災害輸送のため、車両等の借上を要するときは、総合対策班に車両等確保の要請をする。

車両等確保の要請を受けた総合対策班は、輸送の緊急度、輸送条件、町有車両の活動状況等を総合的に掌握し、輸送の優先順位その他について調整を行う。また、必要とする車両や船舶等が不足又は輸送できない場合、輸送力を次のように確保する。

(1) 民間業者等への依頼

町域の自家用車、営業用車両等の保有者に対し、あらかじめ協力を依頼しておき、災害の程度に応じた協力要請を行う。また、必要に応じて福井県トラック協会に協力要請を行う。

(2) 県へのあっせん要請

応急対策活動に当たり、町域で車両等の調達が不可能な場合は、輸送条件を示して県に対して調達のあっせん要請を行う。

(3) 自衛隊への要請

災害の状況により、自衛隊による輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊災害派遣を要請する。

(4) 輸送力が不足したときの対応

町は、上記(1)～(3)によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策会議等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼する。

2 輸送方法

各対策班は、災害の状況により、次の輸送手段から迅速かつ適切な方法で輸送を行う。

(1) 自動車による輸送

災害の種別及び程度により道路交通が不能となる場合以外は、車両により迅速確実に輸送を行う。

(2) 船艇による輸送

災害によって陸上輸送が不可能なとき、又は海上輸送がより効果的なときは、船艇による輸送を行う。
なお、町内に借上すべき船艇がないときは、県及び隣接市町に応援を要請する。

(3) 航空機による輸送

緊急輸送及び交通途絶のための孤立地帯への輸送の必要がある場合は、県に航空機（防災ヘリコプター等）の活用を要請する。

(4) 人力による輸送

災害によって機動力による輸送が不可能なとき、又は人力による輸送が適切なときは、人員等を確保して人力輸送を行う。

3 道路情報の収集・伝達

総合対策班は建設班と連携し、緊急輸送に必要な情報を把握し、県が実施する緊急輸送ルートを選定に際して情報の提供を行うとともに、鯖江警察署、自衛隊等の協力を得て、県が選定した緊急輸送ルートの確保に努める。また、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

4 燃料の確保

総合対策班は、自動車用等の燃料の確保ができない場合、福井県石油商業組合に対し供給協力を要請する。

5 物資集積拠点

総合対策班は、物資の集積拠点を次の施設の中から状況に応じて選定する。

- 越前町役場
- 宮崎コミュニティセンター
- 越前コミュニティセンター
- 織田コミュニティセンター

6 災害時用臨時ヘリポートの確保

総合対策班は、災害時用臨時ヘリポートとして選定する地点の被災状況、避難所等の利用状況を確認し、災害時用臨時ヘリポートとして活用する場所を確認・設定する。

なお、臨時ヘリポートを設定したときは、県及び関係機関に通知するとともに、吹き流し又は発煙筒、**(H)**の標示及び警戒人員を準備する。

第2章 応急対応期の活動

本章においては、応急対応期における被災者の生活支援に重点を置き、各種計画について定める。

所 管	総務対策部，関係機関
-----	------------

第1節 災害救助法の適用計画

災害に際し、食料品その他の生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とした応急的な救助を実施するため、災害救助法の適用を行う。

第1 実施機関

知事は、法定受託事務として救助の実施に当たる。ただし、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任したときは町長が実施する。

第2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の各号に規定するところによる。

なお、本町における災害救助法の適用基準（災害救助法に規定する住家滅失世帯数）は次のとおりである。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家の滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）数が50世帯以上であるとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県全体で滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合において、町の滅失世帯数が25世帯以上であるとき。
- (3) 県全体の住家が滅失した世帯数が5,000世帯以上で、本町で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第3 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とするため、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。なお、床下浸水、一部損壊については換算しない。

[滅失世帯の算定基準]

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が半壊し、又は半焼するなど著しく損傷した世帯は、2世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。○ 住家が床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって滅失世帯1世帯とみなす。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第4 適用申請手続き

本部長（町長）は、町における災害の規模が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当すると予想されるとき、直ちに知事あてに被害の状況を報告（適用基準に合致する場合）し、災害救助法の適用申請手続きを行う。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）が災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供するとともに、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

[救助の種類及び実施期間]

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の設置	7日
災害にかかった者の救出	3日
炊き出しその他による食品の給与	7日
被服寝具その他生活必需品の給貸与	10日
飲料水の供給	7日
応急仮設住宅の供与	20日以内着工
住宅の応急修理	1ヶ月以内完成
医療及び助産	14日及び7日
死体の捜索、処理、埋葬等	10日
障害物の除去	10日
学用品の給与	教科書：1ヶ月以内 文房具等：15日以内
応急救助のための輸送	救助種目ごとの救助期間中
応急救助のための賃金職員雇上げ	救助種目ごとの救助期間中

第5 個別適用計画

1 避難所の設置

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に避難所を供与し保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 避難所設置のための費用

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費及び購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。ただし、福祉避難所を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3) 避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、又は天幕の設営により実施する。

(4) 避難所開設状況報告

町長が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を知事に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、概ね次のとおりで、電話又は電報で情報提供する。

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所開設の日時及び場所 ○ 箇所数及び供与人員 ○ 開設期間の見込み |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。
その供与期間は、建築工事が完了した日から2年以内とする。

(2) 設置場所

町において決定する。なお、町は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。
仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3) 入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が町の協力を得て行うが、状況に応じ町長に救助事務の一部として委任できる。

[(参考) 入居者基準]

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">○ 住家が全壊（焼）、流失した世帯○ 居住する住家がない世帯○ 自己の資力では住宅を確保することができない世帯<ul style="list-style-type: none">・ 生活保護法の被保護者及び要保護者・ 特定の資産のない失業者・ 特定の資産のない母子家庭・ 特定の資産のない老人、病弱者及び身体障がい者等 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3 炊き出しその他による食品の給与

町長は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

なお、供給の実施については本章第4節第2「飲食物の供給」による。

(2) 給与のための費用

主食、副食及び燃料費の経費とする。

(3) 炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

その際町は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4 飲料水の供給

町長は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。ただし、町において実施できないときは、県及び他の市町の応援協力を得て実施するものとする。

(1) 適用期間

災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 飲料水供給のための費用

水の購入費、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5 被服、寝具その他生活必需品の給貸与

知事は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(1) 適用期間

災害発生の日から10日以内とする。

ただし、大地震により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣総理大臣に協議しなければならない。

(2) 給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

- 被服、寝具及び身の回り品
- 日用品
- 炊事用具及び食器
- 光熱材料

6 医療及び助産

知事は、災害のため医療機関が混乱し、被災地の町民が医療のみちを失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1) 適用期間

災害発生の日から14日以内（助産は分べんした日から7日以内）とする。

ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に厚生労働大臣に協議しなければならない。

(2) 医療のための費用

- ① 医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費
- ② 一般の病院又は診療所による場合
国民健康保険の診療報酬の額以内
- ③ 施術者による場合
協定料金の額以内

(3) 医療の方法

県医療救護班は、医療機関の混乱が回復するまでの応急的な医療を実施する。

県医療救護班の編成は、県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、国立病院・療養所による医療救護班、福井大学による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、知事から委託を受けた日赤医療救護班並びに現地医療班、県と県医師会との協定に基づく医師会医療救護班とする。

7 災害にかかった者の救出

知事の救助事務を委任された町長は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、又は救出してその者を保護する。

(1) 適用期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、地震の揺り返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明しがたいときなど、この期間を延長する必要がある場合には、町長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2) 救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8 住宅の応急修理

知事は、災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1) 適用期間

1ヶ月以内に完成する。

(2) 応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3) 協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9 学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の児童及び生徒を含む。）に対して行う。

(1) 給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

- 教科書
- 文房具
- 通学用品

(2) 適用期間

教科書については1ヶ月以内、その他の学用品については15日以内に給与を完了しなければならない。

(3) 給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として町長が行うが、教科書については、県が、町教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10 遺体の搜索、処理、埋葬等

災害により現に行方不明の状態にある者に対して搜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合にその埋葬等を実施する。

なお、遺体の搜索、処理、埋葬等に係る適用期間は、災害発生の日から10日以内とする。

11 障害物の除去

知事は、災害のため住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1) 適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内に完了する。

12 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員及び物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。この場合の賃金職員等の雇上げ及び輸送手段の借上は町が実施するが、町から要請があった場合は、県があっせんする。

(1) 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を実施するために必要な労働者等の確保の手段は概ね次によるが、災害時の状況に応じた適切な手段を採用する。

- ① 災害応急対策実施機関の常用労務者及び関係者等の労働者の動員
- ② 隣保民間奉仕団（日赤奉仕団等）の協力動員

- ③ 公共職業安定所のあっせん供給による一般労働者の動員
- ④ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- ⑤ 緊急時等における従事命令等による労働者等の動員

(2) 一般労働者の確保の方法

各応急対策実施機関は、応急対策の実施において不足する労働者の確保を県に連絡し、県はこれを取りまとめ、当該労働者に係る労働条件を提示の上、速やかに福井労働局に対しあっせんを要請する。

(3) 輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間

輸送及び賃金職員等の雇上げを行う救助の範囲及び適用期間は、次のとおりである。

範 囲	期 間
被災者の避難	1日～2日以内（内閣総理大臣の承認により延長できる。以下同じ。）
医療及び助産	7日～14日以内
被災者の救出	3日以内
飲料水の供給	7日以内
死体の捜索	10日以内
死体の処理	10日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

※ 災害救助法が適用された場合は、町において直接必要に応じて雇い上げるものとし、賃金職員等雇上費の限度額は地域の職業安定所の業種別標準賃金の例による。

(4) 輸送及び賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上科、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(5) 輸送力の確保

- ① 応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。
- ② 県、町は動員できる車両（ジープ、大型トラック等）、船艇を把握しておく。
- ③ 救助連絡班は輸送各班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

13 生業に必要な資金の貸与

災害により住家が被害を受けた者で、災害救助法が適用された地区内に住む者に対して、生業資金を貸与して再成を図る。

(1) 実施責任者

資金の貸与は県が行う。

(2) 資金の貸与対象者

- ① 住家が全焼、全壊又は流出した者であること。
- ② 生業の見込みが確実であって具体的事業計画を有し、かつ償還見込みがあると認められる者であること。

(3) 貸与の金額

生業費 1世帯当たり 30,000円 就業支度費 1世帯当たり 15,000円

(4) 貸与できる期間

2カ年以内（無利子）

(5) 貸与者の決定

県が決定する。町は、貸与者の選定等の事務を行う。

所	管	各対策部，関係機関
---	---	-----------

第2節 防災業務関係者の安全確保計画

原子力災害時において、地域住民に対する広報・指示伝達、地域住民の避難誘導、交通規制、放射線モニタリング、医療措置、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動を実施する者及び放射性汚染物の除去等の災害復旧活動を実施する者（以下「防災業務関係者」という。）の安全を確保することは重要であることから、防災業務関係者に対する防護対策、被ばく管理及び医療措置を確立する。

第1 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配慮する。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合における防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第2 防護対策

町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保し、県の指示を受けて、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとる。また、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、県その他関係機関に対して防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。

第3 防災業務関係者の放射線防護

1 放射線防護に係る基準

被ばくの可能性のある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、原子力災害対策指針に示される防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

対 象	指 標
○ 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量（上限）：50ミリシーベルト
○ 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者が、災害の拡大防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量（※）	実効線量（上限）：100ミリシーベルト ただし、作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量をあわせて用いる。 <眼の水晶体> 等価線量（上限）：300ミリシーベルト <皮膚> 等価線量（上限）：1シーベルト

（※）例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員、緊急医療関係者等

これらの防災業務関係者の放射線防護に係る防護指標は上限であり、防災活動に係る被ばく線量をできる限り少なくするよう努力するものし、この値になったとき、又はこの値になるおそれが生じたときは、被ばくの可能性のある場所での原子力防災業務に従事することを禁止する。また、日管理目標値は10ミリシーベルトを上限とし、1日の累計がこの値になったときは、1日の原子力防災業務を中止する。

2 防災業務関係者の被ばく管理

（1）町は、防災業務関係者の被ばく管理を担う班を定め、放射線防護を担う班は、万一被ばくした場合には、県等関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理は、原則として各機関独自で行うものとするが、町においてこれが困難な場合は、県及び他の関係機関と協力して防災業務関係者の被ばく管理を行う。

(3) 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、原子力防災センター等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

第4 防災業務関係者の医療措置

防災業務関係者が被ばくした場合、町は、本編第1章第9節「原子力災害医療活動」の定めるところにより、次の措置をとる。

1 初期被ばく医療及び二次被ばく医療に該当する場合

国等から派遣される原子力災害医療に係る医療チーム及び関係機関と緊密な連携の下、スクリーニング、除染等の医療措置を行う。

2 三次被ばく医療に該当する場合

(1) 高度被ばく医療支援センター等へ搬送する。

(2) 本部長（町長）は、搬送に当たって、知事に対して防災ヘリコプター又は自衛隊の航空機による搬送を要請するほか、消防機関に対して搬送手段の優先的確保等を要請する。

第3節 飲食物の摂取制限、出荷制限等の措置計画

原子力災害時には、放射性物質又は放射線により飲料水や飲食物が汚染されるおそれが生じるため、町は、県及び関係機関と連携し、飲料水及び飲食物の汚染度を的確に把握するとともに、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等を実施する。

第1 汚染状況の調査協力

水道班は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。

第2 飲料水、飲食物の摂取制限

1 摂取制限の措置

町は、放射性物質が放出された後、O I Lに基づき、一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限及び出荷制限を実施するよう、関係公共団体に指示されることから、国の指示に基づき、当該対象地域において、地域生産物の摂取制限、出荷制限を実施する。

(1) 飲料水に対する措置

水道班は、国及び県の指示により、汚染水源の使用禁止及び汚染飲料水の飲用禁止の措置を講じる。

(2) 飲食物に対する措置

産業対策班は、国及び県の指示により、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講じる。

(3) 農林畜水産物に対する措置

産業対策班は、国及び県の指示により、汚染地区住民並びに汚染地区区域内の農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取又は漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講じる。

(4) 避難所等での措置

救助衛生班は、飲料水、飲食物及び農林畜水産物等の緊急時モニタリング結果が判明するまで、避難所等での飲料水・飲食物等の摂取を一時禁止する。

2 制限の解除

町は、原子力災害対策指針に基づいたO I Lの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、飲食物の摂取制限、出荷制限等及びこれらの解除を実施する。

[飲食物摂取制限の基準（「OILと防護措置」抜粋）]

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物摂取制限 ^{※5}	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 マイクロシーベルト/時 ^{※2} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定
	OIL6 (Bq (ベクレル) /Kg)	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※3}	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
			放射性ヨウ素	300	2,000 ^{※4}	
			放射性セシウム	200	500	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1	10	
		ウラン	20	100		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるOIL6値を参考として数値を設定する。

※4 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※5 IAEAでは、OIL6に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準であるOIL3、その測定のためのスクリーニング基準であるOIL5が設定されている。ただし、OIL3については、IAEAの現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

第3 飲料水及び飲食物の供給

町は、避難等の措置を指示した場合、又は国及び県の指示により、飲料水及び飲食物の摂取制限に関する措置を実施した場合には、直ちに県及び関係機関と連携し、本章第4節「緊急物資の供給計画」に基づき、避難所等への飲料水及び飲食物の供給を実施する。

第4節 緊急物資の供給計画

避難等の措置又は飲料水及び飲食物の摂取制限の措置を講じた場合において、町民の生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品等の確保及び供給に関して必要な施策を講じる。

第1 飲料水の供給

水道班は、県と連携し、被災者に対して、飲料水の給水場所、給水時間等を十分広報し、衛生的で清浄な飲料水を速やかに供給する。

なお、給水に当たっては、緊急時モニタリングの結果に基づき、汚染区域以外の飲料水を供給する。

第2 飲食物の供給

1 備蓄品等の供給

救助衛生班は、被災者並びに災害応急対策従事者等に対して、備蓄品等の供給場所、供給時間等を十分広報し、円滑な供給を実施する。

2 炊き出し等による飲食物の給与

教育班は、避難等により自宅で炊飯等ができず、また飲食物の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

なお、町単独で全ての被災者に炊き出し等による飲食物の給与が実施できない場合は、県に対し、自衛隊による炊き出し等の要請を行う。

3 放射性物質の影響に関する措置

町は、県の協力の下、放射性物質の影響がない飲食物を供給するよう万全の措置をとる。

第3 生活必需品等の供給

1 実施体制

災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は、本部長（町長）の指示の下、救助衛生班が行うものとし、災害救助法が適用された場合は、次により実施する。

(1) 物資の確保及び輸送は、原則として県が行う。

(2) 被災者に対する物資の供給は、原則として本部長（町長）の指示の下、救助衛生班が行う。

2 生活必需品等の供給

救助衛生班は、被災者に対して、衣料、生活必需品その他の物資の円滑な配給を実施する。

なお、被災地で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮する。

3 放射性物質の影響に関する措置

町は、県の協力の下、放射性物質の影響がない生活必需品を供給するよう万全の措置をとる。

第4 その他の調達方法、受入れ、配布方法等

1 その他の調達方法

町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には「福井県・市町災害時相互応援協定」に基づき、県及び他の市町に協力を要請するほか、国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に支援を得て実施する。

2 物資の集積・保管及び配送

救助衛生班は、調達した物資及び県より援助を得た物資を越前町役場、宮崎コミュニティセンター、越前コミュニティセンター、織田コミュニティセンターの中から災害の状況に応じて場所を選定し、集積・保管する。また、集積・保管された物資の必要数量を確認し、避難所等単位に仕分けして避難所等へ配送する。

3 配布方法

救助衛生班は、避難所等に配送された物資を各避難所等の管理責任者の指示により、避難所等内の自主防災組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。

なお、避難所等以外で避難生活を行っている被災者に対しては広報車等により援助物資の情報を提供する。また、避難所等まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得ながら配布する。

第5節 要配慮者に配慮した応急対策計画

原子力災害において、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第1 情報伝達及び広報における配慮事項

町は、県と連携し、テレビ放送やインターネットにおける手話通訳、外国語放送、文字放送及び多言語に対応したソーシャルメディアによる発信、並びに避難所等での文字媒体、手話通訳者を活用するなど、要配慮者に対する情報伝達及び広報について十分配慮する。また、観光客等の一時滞在者に対して、動揺や混乱を招かぬよう的確な情報を提供するなど、インターネット、広報車、CATV、町防災業務無線（同報系）、携帯端末の緊急速報メール機能等を活用した情報伝達及び広報について十分配慮する。

第2 避難等における配慮事項

1 避難等への配慮

(1) 社会福祉施設における措置

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。また、入所者又は利用者を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

(2) 医療機関における措置

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等の指示があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師及び職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。また、入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、県に対し速やかにその旨連絡する。

(3) 町における措置

救助衛生班は、県と連携し、町民、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合、自衛隊等の協力を得ながら迅速かつ円滑な避難等が行われるよう、要配慮者に十分配慮する。また、被災施設等の的確な状況の把握に努め、町内外の他施設への緊急避難についての情報及び他の市町又は各施設への避難受入れについての情報の収集・提供を行う。

2 健康への配慮

町は、県と連携し、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないことなどに十分配慮し、避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、要配慮者に必要な飲食物及び資機材の確保並びに提供を行う。

第6節 文教対策計画

原子力災害により通常の教育が行うことができなくなった場合は、身体への影響がなくなった段階で、早急に学校教育施設の除染等を図り、必要であれば代替施設の確保等の応急対策を実施し、就学に支障をきたさないよう措置するとともに、避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、できるだけ早期に学校教育を再開する。

第1 学校施設の休校措置

1 町

教育班は、避難等の措置が行われた段階で県教育委員会から学校施設の休校措置をとるよう通告があった場合、各学校長へ伝達する。

2 学校長

学校長は、休校措置の通告があった場合、即時に全校休校とし、児童・生徒の安全を確保するとともに、所定の場所で、町が派遣する責任者を通じ、保護者へ児童・生徒の引き渡しを行う。

第2 授業再開措置

学校長は、身体への安全が確保され、県教育委員会から授業再開対策について連絡があった場合、児童・生徒へ授業再開時期や授業内容等を伝達する。

なお、町外へ避難した児童・生徒には、郵送や電話等により、的確に連絡をとることとする。

第3 教職員の確保

教育班は、授業再開に必要な教職員を確保するため、県教育委員会の調整の下、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充等を行う。

第4 通学路の安全確保

町は、授業再開に向けて、通学に必要な道路の安全の確保について、県等関係機関と連携をとりながら、その確保に努める。

第5 児童・生徒・教職員の精神保健対策

教育班及び学校長は、カウンセリングが必要な児童・生徒や教職員数を把握して県教育委員会へ報告し、必要に応じ、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士のボランティア支援のあっせんを求める。

第6 その他の対策

1 転学手続き

教育班及び学校長は、児童・生徒の中で、転学を希望する児童・生徒について、保護者との連絡調整を図り、隣接市町村及び県教育委員会を通じて他府県に速やかな受入れを要請する。

2 高校入試手続き

教育班及び学校長は、被災時の高校入試について、県教育委員会と連携して入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応及び高校や中学校との連絡調整等の措置を講じる。

第7節 ボランティア等の受入計画

災害時には、行政や関係機関のみによる防災活動だけでなく、町民や町外からのボランティアにより実施する活動が重要であるが、原子力災害の特殊性に鑑み、ボランティア活動の要請については慎重な対応が必要であるため、活動の制限、開始時期、受入体制及び活動体制について定める。

第1 ボランティアの受入れ

1 災害時ボランティア活動の制限

町は、防護措置をとったときには、防護対策区域内への立入禁止などの活動制限について、報道機関を通じた情報提供に努める。

2 ボランティア活動の開始

ボランティア活動の開始は、原則として、県が防護措置の解除を決定した段階からとする。

なお、町は、放射線防護に万全を期するため、活動内容の検討や活動に係る防護資機材の確保等を行う。

3 災害時ボランティアの受入体制

救助衛生班は、国、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、町社会福協議会と連携してボランティアセンターを設置し、ボランティア窓口にてボランティアの受付・登録を行う。また、ボランティアの受入れに際しては、県が必要に応じて保険料を負担するボランティア保険への加入をボランティアに呼びかけるほか、被ばくに十分留意する。

4 災害ボランティアの活動体制

救助衛生班は、あらかじめ必要なボランティアの活動内容等について情報提供を行うとともに、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じて保健センター等をボランティアの活動拠点として提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第2 義援物資、義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等及び報道機関を通じて国民に公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

2 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定める。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努める。

第8節 地震応急対策計画

地震が発生した場合、原子力事業所の異常の有無にかかわらず、その情報は非常に重要であることから、地震時における的確な情報伝達体制及び活動体制について定める。

第1 原子力事業者の措置

原子力事業者は、次に掲げる規模の地震が発生した場合には、直ちに原子力事業所の施設及び設備を点検するとともに、その点検結果について、異常の有無にかかわらず、県及び町に連絡することとなっている。

なお、次に掲げる規模以外の地震の場合でも、県又は町から要請があった場合には、同様の措置をとる。

[連絡の必要な地震]

原子力事業所名	連絡の必要な地震
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本原子力発電(株) 敦賀発電所 ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉ふげん ・ 関西電力(株) 美浜発電所 ・ 関西電力(株) 大飯発電所 	<p>敦賀市中央町、敦賀市松栄町若しくは美浜町郷市に設置している震度計において、震度5強の地震発生を福井地方気象台が発表したとき、又は発電所にある地震計が震度5強相当の地震を観測したとき。</p>

第2 町及び県の措置

町及び県は、上記第1による連絡を受けた場合、異常がないときにおいても、報道機関の協力を得るなどしてその旨を町民等に広報する。また、県は原子力事業所と連携し、万々に備え、緊急時モニタリング活動における警戒配備の準備を行うとともに、環境放射線モニタリング情報を町に連絡する。

第3章 原子力災害中長期の活動

本章においては、原子力災害により、放射性物質又は放射線に汚染された物質の除去等や各種制限措置の解除の計画を定めるとともに、民心の安定、社会秩序及び経済活動の回復を図るため、早期の復旧活動に重点を置き、各種計画について定める。

所 管	各対策部, 関係機関
-----	------------

第1節 緊急事態解除宣言後の対応

第1 現地事後対策連絡会議への職員派遣

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される国の原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。また、関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講じるべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、関係市町、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事後対策連絡会議が原子力防災センターで開催される場合、町は、別に定める職員を派遣する。

第2 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議の上、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

第3 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第4 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除の手続きを行うとともに、解除実施状況を確認する。

第5 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、県が関係省庁及び原子力事業者等と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

第2節 被災者等の生活再建の支援等

第1 損害賠償請求計画

1 災害地域住民の登録

町は、県と協力し、将来の医療措置、損害賠償請求等に資するため、避難及び屋内退避等の措置をとった町民等に対し、被災地住民登録票により、災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難所等において講じた措置等について記録する。また、町は、県と連携し、町民等への医療措置の記録等を行い、損害賠償請求等に万全を期す。

2 損害調査

町は、県と連携し、損害賠償の請求等に資するため、次に掲げる事項に起因して町において被災者が受けた損害を調査する。

- (1) 退避等措置
- (2) 飲料水、飲食物及び農林畜水産物等に対する各種制限措置
- (3) 立入制限措置
- (4) 農耕制限措置
- (5) 漁獲禁止措置
- (6) その他必要と認められるもの

3 諸記録の作成

町は、県と協力して、汚染状況調査に基づく、被災地全体の汚染状況図、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策として措置した諸記録を作成する。

第2 被災者等の生活再建等の支援

町は、国及び県と連携し、次の支援を実施する。

1 被災者の生活再建に向けた支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努める。

2 被災者の自立に対する援助及び助成措置

被災者の自立に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

3 災害復興基金の設立等の検討

被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第3 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林畜水産業、地場産業の産品等の適切な流通等の確保や観光客の誘致促進等のため、速やかに広く、かつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

第4 被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ、被災中小企業に対して、災害復旧高度化資金貸付、小規模企業設備資金貸付、経営安定資金（経営強化）等により、設備復旧資金、運転資金の貸付を行うとともに、被災農林畜水産業者に対して、経営の維持安定に必要な資金について、円滑な貸付又は必要枠の確保など、適切な措置を講じる。また、被災中小企業、被災農林畜水産業者等に対する援助及び助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置する。

第5 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、町民等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

